

所に於て、委員會を開き、魚問屋會社は資本金を五百五十萬圓内四百萬圓は仲買人の老舗權現物出資、全額拂込濟、百五十萬圓は現金、半額拂込とすることに決し、これを被告人に通じ、引續き設立手續の準備を急がせてゐました。

十一 右會社の現金拂込金七十五萬圓は、現物出資株を擔保として、各發起人の爲に、一括して借入れる事に發起人等に於て協議決定してゐたので、複數同盟の幹部等は、思ひ思ひに金策に奔走し、伊勢等は市會議員長野高一を通じて、三木武吉から借入れようとしたけれども、條件苛酷にして會社を乗取られる虞ありとて、他の者に反對され、原田力等は買出人組合聯合會理事長塩澤達三に『呼び水』と稱して二萬七千圓を提供したけれども成功せず、三ヶ月に亘つて五、六萬圓の巨費を費した幹部必死の努力も水泡に歸し、一同失望したのであります。

十二 此に於て發起人等一致して、被告人に親交ある君野三之助を總代として、昭和十一年四月中、原田力と共に被告人を訪問させ、拂込資金借入の事を被告人に依頼させたの

でありました。被告人は『考へておかう』と答へて置いて、十五銀行、野村銀行、武州銀行などに運動し、君野等は引續いて屢々被告人を訪問して懇願大いに努めてゐました。

被告人は、その後漸く借入の話が大體纏りさうになつて確信を得たので、同年五月初旬、君野に應諾の旨を答へたところ、同月十二、三日頃、伊勢(委員長)、石黒、原田(副委員長)及び君野は小岩の市の家に被告人を招待して、同人等は『豫て君野を總代として金策の事を御依頼したところ、御承諾下され、有難たう御座いました』と謝意を陳べ、尙盡力を懇望し、會社設立手續もこれと平行して至急進捗され、業務許可運動にも充分盡される様にと依頼しました。被告人はこれに對して、十五銀行、野村銀行等に運動中であるが有望である旨を告げ、雑談して別れました。

十三 その後五月末頃に至つて、被告人は當にしてゐた十五銀行、野村銀行等から斷られました。兩行から意外な斷られ方をしたのと、その後運動した安田銀行では『魚市場會社と合併する方針でなければ六ヶしい』といつて斷られたのと、別途の十萬圓の金策^①

も到る所で、不思議な結果に終つた事と、市の家で伊勢等に會つた後間もなく、單數派の知人勝田竹松から『原田に聞いたが、十五銀行に運動してゐるさうですね』と云はれ、桑原監理課長から『伊勢の話では、野村銀行に運動してゐるさうだが……』と言はれて、外部に洩れてゐるのを知つた事などを思ひ合せて、被告人は單數派の破壊工作によるものであることを深く信じ、今後は絶対に秘密に行はなければならないことを、固く決心したのであります。

①伊勢等が被告人に頼んだ拂込資金は、會社の設立登記をし、株券を發行してから、その現物出資株を擔保として借入れるものだから、それ迄の諸費用に困るといふので、伊勢は被告人を市の家に招待した翌日、被告人に別途に十萬圓の金策を依頼し、自分達も盛に運動しましたが、被告人の手でも伊勢等の方でも成功しませんでした。經りさらな話が皆、不思議な壞れ方をしてしまつたのでした。

十四 ところで被告人は弟彦次郎と共に五月末頃、二子玉川の料亭で、伊勢、四家、中村及び君野の四人に會つて、前項に書いたことを話し、拂込資金の金融には代へられないから、十萬圓の金融談を持廻ることは止めて、七十五萬圓の方だけを極秘で運動するの

でなければ絶対に成功しない、少しでも外部に洩れたら、必ず邪魔が這入つて壞れてしまふと言つた處、伊勢等は、それでは十萬圓の方は止めることにし、絶対秘密にして方法などは一切お任せして、私達も何も聞かないことにしておきますから、是非秘密で運動して成功して頂き度いと、被告人に懇願しました。

被告人は豫て約束の、利息は年七分、手数料は五分、期限は一年の範圍で極力やつてみますから、御任せ下さいと引受けました。

十五 依つて、被告人は豫て金策の相談をなし、その援助を得てゐた株式會社大榮商會の社長藤田好三郎に懇談して、援助を請ひ、大いに努力した結果、六月始め頃、仁壽生命保險株式會社から藤田を介して七十五萬圓を借り得ることに、大體話がつきましたので同月八日附で、同月二十五日迄に一株に付、二十五圓の拂込を爲すべき旨、各株主へ通知發を送させました。

①借入金は會社設立登記の上、株券を發行して、之れを擔保として債權者に交付した後に、受取る方法で借りるこ

とは、伊勢、石黒、原田その他の發起人等も皆承知してゐるのでありますが、その前に各株主の株式擔保金錢借入承諾書、株式讓渡承諾書及び株式名義書替委任狀を取纏め、これを債權者に渡して借入の豫約を締結することになつてゐましたから、二十日間もあれば、この豫約締結が出来ると思つて被告人は「二十五日迄」としたのであります。

②この拂込請求書は、伊勢に相談して、委員長伊勢名義で發送されたのであります。勿論拂込は會社の設立登記後、金を借りてからでなければ出来ないでありますけれども、形を整へる爲に形式的に發送したのであります。尙、本會社は募集設立の手續きによつたものであります。

十六 ところが、昭和十年六月十日頃發起人の宇山周二、中村正次(中派の人々)が被告人に對して『金主を知らせろ』と迫りました。これは、發起人即ち創立委員間の暗闘からである、と被告人は知つてゐましたけれども、こんな風では到底覺束ないと思つたので、一切手を引くことを決心し、金融の事も、會社設立手續の事もみな斷ると言つて、委員長、副委員長等にもその旨を通じました。すると、同月十二、三日頃、伊勢、石黒、原田、四家、中村、君野その他發起人二十人程打揃つて被告人を訪問し、嘆願書を提出

して、金主を秘密にすることも、その他一切の事を御任せするから、是非從來通り御盡力を請ふと懇願したので、被告人はその請を容れた處發起人等は、魚市場會社が六月二十日に總會を開いて、直ちに業務許可申請書を東京市に提出するといふことで、それより遅れると、當方の會社には業務許可が下りないさうですから、無理でも形式を整へて魚市場會社よりも前に總會を開く様にして下さいとたつて頼みますので、已むを得ず急遽同月十七日に創立總會を開くこととし、その招集通知を遅くも十五日迄に發送する様に、被告人から伊勢等に言つておきました。

①東京市業務規程による魚卸賣人は三人以内であります。東京海産物株式會社は既に東京府の業務許可を得て居り、東京水産物株式會社が許可申請書を提出して居るので、魚市場會社に、先へ業務許可願を出されると、定員超過を口實として、許可申請を却下されるだらうといふのです。

②株式の引受又は申込と同時に總會招集猶豫期間の短縮承諾書がとつてありました。

十七 昭和十年六月十七日豫定の通り、東京魚問屋株式會社の創立總會は築地五丁目の創立事務所で開かれ、委員長伊勢丑松開會を宣し、四家健雄議長席に著き、創立事項を報

告し、高橋文十郎、富田繁樹検査役となり、高橋が検査報告書を朗讀し、總會は會社の設立を決し、取締役、監査役の選任等を決議して茲に會社の成立を見たのでありました。この時選任された重役は専務取締役伊勢丑松、取締役中村鶴吉、中野武助、清水芳松、君野三之助、四家健雄、原田力、常任監査役野上清吉、監査役朝比奈三五郎、和田與吉、樋口寅太郎で、大體各方面の人を網羅してゐますが、中派の者が漏れてゐました。

第三節 總會欺罔と設立登記の問題(第一公訴事實)

第一款 總會欺罔の問題(第一公訴事實)

十八 豫審終結決定書は、高橋文十郎が検査役として、現金出資株の第一回拂込金一株二十五圓、合計七十五萬圓の拂込が済んでゐる様に書いた検査報告書を朗讀したことが、總會を欺罔したもので、これを指圖した被告人の行爲は、その教唆であると説明してゐますが、拂込のないことを知りぬいてゐる總會は欺罔し様がないのであります。

この拂込金は、會社成立後に株券を發行し、これを擔保として借入れて拂込むことに、

會社の設立計畫が、具體化された當初から決定してゐたもので、發起人即ち創立委員で、これを知らない者は一人もなかつたのであります。

十九 創立總會の五、六日前である六月十二、三日頃に、創立委員等が嘆願書を持つて、被告人を訪問した際(『十六』參照)に、金を借りる話は大體纏つてゐるだけで、二十日もあれば、豫約だけは出来る様になると思つて、六月二十五日の拂込催告を發したことを創立委員等に被告人から詳しく話してあるばかりでなく、豫約をするにも、株式擔保金錢借入承諾書其の他の書類が必要だから、至急取纏める様に之亦被告人から要求されてゐたに拘らず、創立委員等は重役選舉の暗躍や策動ばかりしてゐたり、總會終了後もこんなことに絡んで暗闘ばかり續けてゐて、七月二十五、六日迄に漸く三萬株分が纏つただけで、中派及び梨本派によつて未調印派なるものを生ずる様な有様であつたのでありますから、創立委員等は、總會の時に拂込が済んでゐるなどとは夢にも思へない、又欺されたくても欺され得ない事情にあつたものであります。

二十 創立委員以外の株式申込人は、藤田好三郎、増尾彦太郎、河緒彦次郎、河緒堅十郎、被告人及び検査役自身等で、金の借りてないことも、拂込のないことも知り抜いてゐるもので、欺すも欺されないも、あつたものではありません。

二十一 被告人君野、高橋、富田等が創立總會の當日、武州銀行日本橋支店の七十五萬圓の預金證明書を貰つてゐた事や、被告人が昭和十年六月十五日から七十五萬圓を借りてゐるやうに標榜してゐたのは、外部に對して、形を整へてゐたのと、内部にも梨本作市等の如く、事あれかしと待つてゐる者があるので、表面を繕つてゐたのに過ぎません。創立委員等が『腹藝でやつて下さい』と被告人に頼んだのは、かういふ事を意味するのではありません。

第二款 會社設立登記の問題(第一(二)公訴事實)

二十二 被告人は、昭和十年七月一日から同月十日まで、長崎から延岡方面へ旅行してゐました。その留守中、同月二日に魚問屋會社の取締役中村鶴吉、君野三之助、原田力が、

辯護士河緒彦次郎をその事務所を訪問して、『海産物會社は業務許可前に登記をした、業務許可はなくても設立登記は出来るさうだから、君の會社も早く登記をしたらよからう』と東京市の桑原監理課長が云ひますから、急いで設立登記をして頂き度いと依頼しました。河緒彦次郎は登記が出来るなら、してあげませうとこれを引受け、書類と登記費用とを持參する様に言つて置きました。さうして、彦次郎は翌日司法書士勝山讚次を訪ねて、魚問屋會社の登記を依頼して置いたところ、その又翌日、會社から書類を届けながら、これを直ちに勝山に渡して調査を依頼して置いたら、七月五、六日頃、君野、中村、原田等が登記費用として二萬八千圓を持參したので、彦次郎は之を受取つて置きました。

二十三 昭和十年七月十日頃、被告人は旅行から歸宅し、彦次郎が勝山と交渉してゐるのを見て、『どうしたのか……』と聞きましたので、彦次郎は會社から設立登記を頼まれたから、やつてゐますと云ひますと被告人は業務許可がなければ登記は出来ないではな

いかと云ひますので、中村等が来て桑原監理課長から聞いた話を話しますと『さうかなあ?』と被告人は半信半疑な様子をしてゐました。

二十四 被告人は、魚問屋會社の業務許可運動で忙殺されてゐますので、その後彦次郎から登記の事などを話す機會はありませんでした。そのうち、同年七月二十日頃に被告人は又長崎へ旅行しました。

二十五 彦次郎が勝山に書類を渡した後、勝山から書類訂正の申出がありましたので、彦次郎はこれを訂正したり、書直したりしてゐましたが、昭和十年七月二十二、三日頃、勝山から、書類は調つたから提出すると言つて來ましたので、彦次郎が登記費用を渡しますと、勝山はこれで印紙を買つて貼用して、同月二十五日に登記所に提出しました。ところが、矢張り業務許可書がなければ登記は出來ないといふことでありましたから、書類は印紙を貼つたまま、勝山が保管して、業務許可書の來るのを待つてゐました。さうして、業務許可書の來た後即ち同年十月三十日に登記所に提出して、登記を済ますこ

とが出来たのであります。

二十六 かういふ經過で偶然ながら被告人は登記には全く關係しなかつたのであります。豫審終結決定書が、被告人が最初の長崎旅行から歸つた七月十日頃、彦次郎に依頼(教唆)して登記を申請させた様に言つてゐるのは全く間違であります。彦次郎は、被告人の旅行中、七月二日に會社の取締役から依頼されてこれを引受け登記申請をなす意思を決定して直ちに勝山讚次に依頼してゐるのでありますから、その後の同月十日に教唆するといふことはあり得ない道理です。

第四節 拂込資金の借入と利息の問題(第二公訴事實)

二十七 七十五萬圓の借入に關して、被告人は如何なる委任を伊勢等から受けてゐたかといふに、次の通りであります。

- (1) 期限は約一年のこと。
- (2) 利率は年七分のこと。

- (3) 魚問屋會社の現物出資、全額拂込株五萬株を擔保とすること。
- (4) 借入手數料は五分のこと。
- (5) 借入の形式、方法は被告人に一任すること。
- (6) 貸主及び借入の形式方法等は絶対に發表せず、複數制が確立するか、被告人に於て安全と認める時まで秘密とすること。

かういふ内容であつたこと、殊に(6)の條件が嚴重に付されてゐたことは、『十四』及び『十六』の兩項に書いた事實と對應すれば、まことに首肯し得るものがあります。また利率が年七分であつたことは、被告人が仁壽生命保險株式會社に差入れた借入申込書に『利率年七分』と書いてゐるのに依つて明かであります。

二十八 被告人は昭和十年七月二十五日、二回目の長崎旅行から歸宅し、借入の豫約を締結しようとしたところ、書類が三萬株分だけしか集つてゐないので、此れを藤田好三郎を通じて、仁壽生命保險株式會社に渡し然るべく取計らはれる様に懇請した處、藤田と

仁壽生命側と相談した結果、次の通りの方法で取引することになりました。

- (1) 仁壽生命としては三萬株擔保で一應七十五萬圓を貸し出すこと。
 - (2) 利率は百圓に付、日歩一錢七厘のこと。
 - (3) 伊勢振出、魚問屋會社支拂保證、額面七十五萬圓、期限九十日の約束手形を振出し、その期間の利息を前拂ひすること。
 - (4) 右の七十五萬圓は、これを四十五萬圓及び三十萬圓の二口として、藤田に預けること。
 - (5) 四十五萬圓は株券を發行すれば直ちに借主へ渡すこと。
 - (6) 三十萬圓は、擔保株券二萬株を附屬書類と共に、仁壽生命に差入れた後に渡すこと。
- 即日右の通り實行されました。さうして、藤田は右の四十五萬圓及び三十萬圓をその場で、仁壽生命の社長下郷傳平個人に預けました。

被告人は、前項(6)の條件のこと及びこれを必要とする事情を藤田及び仁壽生命の關係

者に話して諒解を得ておきました。

①株券は之に關する帳簿などと共に、藤田に依頼し、同人方に出入する印刷屋に注文してありましたから設立登記が出来て法律上發行可能な状態に至れば、仁壽生命は直ちに株券を占有し得るのであります。この印刷費用として二千圓藤田に渡してあります。

二十九 昭和十年六月十七日の創立總會終結後、會社の業務許可運動となつた複數運動は、愈々白熱的となり、被告人方は運動事務所と化し、日夜多數の株主參集し運動關係者の出入絶えず、恰も衆議院議員の選舉事務所を二つ三つ合併したやうな觀を呈し、被告人も夜を日に接いで運動に奔走してゐましたので、いろ／＼の費用が要りますから、被告人は藤田好三郎に頼んで金を借りて之を賄つたり、會社及び株主側の者に立替へたりしてゐました。被告人は、金を借りに行つた時、預けてある三十萬圓の方は擔保が集まらないので、急に受取れさうもなく、遊ばせておいても勿體ないから、然るべく利用して頂いて利息でも這入る様になれば、複數運動の爲に誠に仕合せであると頼んでおいた

ところ、藤田はこれを下郷に相談し、下郷が自分の關係會社に貸して、一錢七厘の利息(以下假に受取利息と稱します)を取つて呉れるといふことになりましたので、被告人は大いに喜び、複數制確立の曉まで、何人にも知らせず、この受取利息だけは自分の肚だけで、この運動の爲めに自由に使つて置いて最後に計算することにしようと思つたのでありました。それは會社内部の複雑を極めてゐることや運動の前途がなか／＼困難であることを考へたからでありました。これが後日刑事問題の種にならうとは、神ならぬ身の被告人の知る由もなかつたのであります。

三十 昭和十年十月三十日までに被告人が藤田から受取つた金は、藤田としては下郷傳平に預けてある四十五萬圓の内を利用した様ですけれども、被告人は自己の名義(伊勢の代理人に非ざる)の藤田好三郎宛領收證を書いて藤田から借りて來たのであります。

三十一 昭和十年十月二十一日被告人等の必死の運動が效を奏して、魚問屋會社は東京府知事の業務許可を得たのであります(二十八日許可書到達)。しかし、この許可には

『六ヶ月内に魚市場と合併すべし、正當の事由なくして期限内に合併せざる時は許可を取消すことあるべし』といふ條件が付いてゐました。それは兎も角、業務許可があつたので、同月三十日に登記も出來、間もなく、株券も發行することが出來、擔保株三萬株を仁壽生命に渡して四十五萬圓の金が使ひ得る様になつたのであります。

三十二 此で被告人は四十五萬圓の金を藤田好三郎から受取つて、伊勢等に渡す譯であります。表面的には、六月十五日に年七分の利息で借りて拂込がしてあると、公表してあるので、この借りた日を維持しなければならず、利率の年七分を言ひ變へるのもおかしいし、さうかといつて、六月十五日から七月二十五日迄の利息と、日歩一錢七厘と年七分との差額を利得してしまふ譯には勿論行かないと被告人は考へたが、同人はその頃、強度の神經衰弱で病褥に在りましたので、弟彦次郎にこの旨を話し何とか工夫をして、六月十五日から年七分の利息で七十五萬圓を借りた事にして、實際支拂ふ利息との間になるべく、過不足のない様な計算方法を考へて呉れと頼みました。そこで彦次郎が

考へたのが、次の通りの約束になつてゐると發表してその計算によるといふのであります。

(1) 昭和十年六月十五日から昭和十一年一月二十二日(二回目に書替へた手形の期日)迄年七分の利息を拂ふこと。

(2) 債權者から現實に金を渡すまでの間、日歩六厘の銀行利息^①を戻すこと。

①この當時、武州銀行その他の銀行の特別當座預金の利率は日歩六厘でありました。

三十三 前項の方法で計算すると、實際仁壽生命へ支拂つた利息及び將來支拂ふべき利息と略同様な數字を得ることが出来るのであります。従つて實際の利率及び借入日は、これを詐つたにしても、少しも被告人の利得するところはないのでありますから、この關係では詐欺取財罪が成立する筈はないのであります。ところが、檢事及び豫審判事はこの彦次郎が方法として用ひた架空な日歩六厘の利息と、被告人が藤田に頼んで利殖して貰つた三十萬圓に對する一錢七厘の受取利息とをこきませて、一種の計算を立て、彦次

郎の方法で計算した數字と豫審終結決定書の所謂差引利息との差額を出し、これを被告人の不法の利得と做し、詐欺取財罪であるとしたのは、全く事實を捏造したものに違ひありません。若し、被告人が藤田から受取利息を取つた事を、或時期に伊勢等に告げなかつたことが悪いとすれば、それ自體犯罪になるかごうかは別個の問題であります。豫審終結決定書の計算で詐欺取財罪を認めしたのは、事實上不當の甚しいものであります。(正確な數字は第六節第二款で説明します)

三十四 被告人は昭和十年十一月初旬以後、魚問屋會社の重役に、被告人の立替へた金を計算し、支拂ふべき報酬を取極めて、四十五萬圓の金を受取る様にと、屢々催促しましたけれども、容易に運ばず、殆んど一ヶ月を經過しましたが、同月三十日、取締役等が玉川の龜屋に會合して、中村から一切の計算を聴き報酬を決めるといふ話で、彦次郎が被告人にも行つて見たらよからうと云ひますので、被告人は彦次郎と共にその席に出て報酬を取極め、四十五萬圓の借りた金を渡すことにしました。この時、彦次郎は中村を

輔けて利息に付いて『三十二』に書いた方法による計算を説明してゐました。そうして被告人は、三十萬圓に對する受取利息のことは、未だ發表の期に非すと考へて、別問題にしてゐました。しかし、この事が豫審終結決定書にいふやうな詐欺取財罪にならないことは前項に書いた通りであります。最初からこの受取利息を領得する意思のなかつたのは勿論又實際利得してもゐないから何等の犯罪にもならないことは、第六節第二款に述べます。

①被告人は昭和十年十一月二十日頃既に、中村鶴吉に自己の立替へた計算をさせ、七十五萬圓の借入金の利息に付いては『三十二』に書いた彦次郎の方法で計算することを話して置いたのであります。

第五節 合併反對運動と會社の内訌

三十五 『三十一』に書いた通り、魚問屋會社の業務許可には合併すべしとの條件がついてゐましたので、複數運動は最後の大難關に逢著したわけであります。よつて、被告人はこの最後の難關を突破すべく、許可後直ちに運動に著手し、病を冒して奔走大いに力

めてゐましたが、如何せん、魚問屋會社幹部の暗闘は益々甚だしく、重役の選に漏れた中派と會社成立前から伊勢等に要求して容れられなかつた梨本作市等の策動は、漸く露骨となり、昭和十一年一月には魚商間に盛に行はれる新年宴會を利用して、極端な惡宣傳をなし、重役等に不正あるが如き無根の事實を誇張的に書いた宣傳ビラなどを撒布して株主を煽動し、殆ど收拾すべからざる状態に立ち至つたのであります。

三十六 ところで被告人は一策を案じ、高富合資會社の代表社員高橋文十郎に七十五萬圓の債務に付いて、増擔保又は有力な保證人を要求する内容證明郵便を出させて威嚇したところ、計畫圖に當つて清水芳松、中野武助、原田力、高村増太郎、鴨下孫四郎、日向久吉^①が被告人を訪問して、どうしたらよいでせうかといひますので、被告人は、『君達はドングリの背比べて、喧嘩ばかりしてゐるから、會社は成り立たない、合併反對の運動も何も出來やしない。誰か有力な人を頼んで重役になつてでも貰はなければ駄目だらう』と言ひました。すると、それは結構だが誰に頼んだらよからうと、彼れ是れ物色し

てゐましたが、高村増太郎、勝田竹松の兩人はどうだらうと被告人に言ひましたので、被告人もこの二人ならば必ず會社を統一して行くことが出來ると思つて大いに賛成しますと、それでは勝田さんと呼んで高村さんと二人に御願ひして下さいと言ふので、被告人は勝田に電話を掛けて來て貰ひ、兩人に對して懇願したところ、高村増太郎、勝田竹松^②は兩人共長くは困るけれども二年間くらゐなら御世話して見ませうと漸く承諾しました。

昭和十一年二月三日高村、勝田の兩人は伊勢丑松を淺草の料亭『奥の大增』に招いて意見を交換したところ、伊勢も大いに賛意を表し、翌々五日更に同所に會合して、具體的打合せをする約束をして別れましたが、その當日たる五日に伊勢は無斷で四家等と共に成田に遊びに行き、高村、勝田の兩人に待ちボケを喰はせてしまひました。その後間もなく、高村、勝田を惡しざまに書いた宣傳ビラが撒布されましたので、兩人は逃げてしまつて被告人の折角の苦心も徒勞に終りました。

①高村増太郎は魚問屋會社に屬する魚仲買人全體からなる仲買人組合の組合長で最も有力な魚商、鴨下孫四郎は同

組合の副組合長、日向久吉はその幹事で執れも有力な魚商であります。

②勝田竹松は、魚市場屈指の大魚商で、元魚市場全體の組合の理事をして居た人ですが、魚市場會社の關係を脱して魚問屋會社の爲めに盡力することを約した者です。

三十七 その後間もなく、昭和十一年二月初め頃伊勢名義の内容證明郵便で、被告人に對して魚問屋會社の法律顧問を解任すると言つて來ました。

①被告人は魚問屋會社の成立と同時に、その法律顧問を依頼されておりました。

三十八 昭和十一年二月二十六日には魚問屋會社の臨時總會が開かれて、總辭職した重役の一部改選が行はれたりして動搖を續けておりました。この頃から四家健雄の懇意な辯護士福島嘉重が魚問屋會社の法律顧問になつて、内部を整理しておりましたが、梨本、宇山、中村正次等一派によつて、借入れた七十五萬圓の費途について重役及び被告人等に不正ありと盛に宣傳され、重役等も遂に被告人の顧問を斷はらなければならぬ様な事情になつたのでありましたから、福島辯護士はこの出納關係を調査したところ、梨本等の宣傳はデマであることが分つたばかりでなく、複數制を確立するには、會社内部が協力一

致し、被告人に依頼して、大いに運動しなければ成功し難い事情が分つたので、昭和十一年五月初め頃、福島辯護士は被告人を訪問して意見を質しましたから、被告人は、複數制は當業者の爲めにも、市民の爲めにも是非實現しなければならぬのみならず、これまで成功して來た運動を會社の内訌から今一息といふ所で、不成功に終らせるのは誠に残念である。これは是非、完成させなければならぬ。會社側の内訌が治まれば自分も喜んで運動を繼續しますから、然るべく御盡力を請ふと所信を吐露しました。

三十九 その後も、福島辯護士は屢々被告人を訪問して、内訌の鎮壓及び運動方針等^①について、協議しておりましたが、昭和十一年七月になつて、漸く重役達にもよく解つて是非御願ひしたいと一同申してゐますと言つて、陳謝状などを持つて來ましたので、被告人はそれではお互に大いに努力しませうと言つて別れました。

①被告人は顧問を解任された後も、複數制確立の運動を續けました。

四十 被告人は福島辯護士の請を容れ、魚問屋會社の顧問を引受け、重役及び株主等を率

ゐて大運動に乗出さうと意氣ごんだのでしたが、最初から最も親密な關係を保つてこの運動に従事して來た高富合資會社の者即ち君野、高橋及び富田繁樹等がこれに猛烈な反對^①をするので、その説得に力めてゐました。七月中頃の或日高橋、君野、富田等を、被告人が盛に説得してゐる處へ福島辯護士が訪ねて來ましたので、被告人はかういふ有様で仕方がありませんから、こちらの内部が治まるまで暫く待つて頂き度いと頼んで置きました。

①昭和十一年一月以後梨本派及び中派の連中が、被告人及び高富合資會社の者や重役達を攻撃し、遂に重役達までが梨本等と一緒になつて被告人や高富合資會社の者の悪口を盛に宣傳したので、高橋、君野、富田等は、忘恩的行爲として極度に、憤激してゐました。

四十一 その後も被告人は高橋、君野等の説得に力めましたけれども、容易に釋然たるに至らず、そのうちに、七十五萬圓の貸借關係から高富を脱退させる話が始まりましたので、これが實行されれば、高橋、君野、富田等の意向に拘らず魚問屋會社の方へ行つて運

動しても構はないと被告人は私かに期してゐたのでありました。さうして九月十一日に高富は七十五萬圓の貸借關係から脱退しました。(この關係は次節第二款に詳記します) 四十二 ところが、九月になると、又々形勢が一變しました。それは、七、八月中に君野等が、福島辯護士が陳謝状を持參したことや、魚問屋會社側の悪口などを新聞記者に話して書かせたといふので、魚問屋會社側が悪化したことです。それにその當時の専務取締役清水芳松^①が高富の貸借關係脱退と同時に魚問屋會社が直接仁壽生命と取引關係を結んだ事を伊勢一派が攻撃したので、これを福島辯護士の意見に基くものとして、他派の者から『福島辯護士は四家^②伊勢派の辯護士であつて會社の顧問ではない』と排斥されて會社に出て來なくなつてゐたのです。

①清水芳松は昭和十一年八月始め頃に専務取締役にになりました。

②伊勢等は昭和十一年四月(七十五萬圓の手形の支拂期日頃)から、何人からも金を借りた覚えはない、去年の十一月に發行して渡してある擔保の株券は無効だから新しく株券を發行して、株主に渡すなど、宣傳して、無智な株主等を喜ばせてゐました。それで、清水が七十五萬圓の債務の肩替りをして、同人から直接仁壽に手形を差入れ

たことを「餘計なことをする」と言つて攻撃し、清水その他の重役等はこの攻撃を不當として憤慨し、伊勢等が擔保は無効であると云ひ出したのが福島辯護士が顧問になつて後の事であるから、これを福島辯護士の意見に基くものであると考へ、その結果此度びの清水等に對する攻撃も福島辯護士の意見に依るものと斷じたものでせう。

四十三 こんなわけで、被告人と會社側との關係は再び悪化し、中間で幹旋の勞を取つた福島辯護士も疎外されてしまつて仕方がなかつたけれども、尙被告人は複數制の確立に十分の熱意と確信とを有つてゐましたから、何とか魚問屋會社重役達の目を覺して共に、複數制確立運動をすることが出来る様にと昭和十一年九月中旬、東京青果株式會社(青果卸賣人)の社長鈴木正之助^①に兩者間の幹旋方を依頼し、その後屢々會見して、經過の報告を受けたり、今後の方針を相談したりしてゐましたが、未だ纏らない内に、鈴木正之助は東京市會の關係で同年十月急に、北支那へ旅行しました。それで、被告人は鈴木^①の歸りを待つてゐる内に本件が起つて留置されてしまつたのでありました。

①鈴木正之助は業界の有力者であり、市會議員で、複數制に理解もあり、魚問屋會社の各方面の有力者とも親交關係を有する人であります。

第六節 高富合資會社關係(第三公訴事實)

第一款 文書偽造の問題(第三(一)公訴事實)

四十四 昭和十年十一月中旬、原田力は『宇山周二、中村正次等の一派が金主を明かせと言つて重役を困らせてゐますから、一時假の債權者を拵らへて四月迄内部を纏めて行きたいと思ひますが何とか然るべく願へませんか……』と被告人に言つてゐましたし、藤田も、株主の魚屋連に仁壽生命へ押しかけられたりするのを恐れて之と同じ様なことを慫慂してゐましたので、被告人は豫て拂込の形式を調へるために昭和十年六月十五日に富田繁樹から伊勢名義、發起人全部連帶保證で、七十五萬圓を借りた事に契約書を作つて置かうとその原稿を書いてゐた事を思ひ出し、あれを證書にして置かうと考へました。債權者が富田個人では面白くないと思つて、高富合資會社を作ることにしたのであります。しかし、高富合資會社は今設立するのですから、六月十五日から高富合資會社の設立までは、債權者を富田個人にしておくより仕方がありませんから、高富の設立後

に更改して債権者を替へることにしたのであります。

かういふ事情で、豫審終結決定書の理由第三(一)に挙げた(イ)乃至(ニ)の文書即ち貸借證書一通、更改契約書二通及び預り證一通は、少くとも魚問屋會社の關係者間では、正當な目的の爲に作られたものであります。

①魚問屋會社の業務許可があつたのは昭和十年十月二十一日で、六ヶ月の合併期限は翌十一年四月二十日になりま
すから、それまでに全國各方面に運動して合併を不可とする正當な事由を明かにし、合併を要しないことに確定
させる方針になつてゐました。

②昭和十年六月十五日、七十五萬圓の富田の小切手で株金の拂込を假裝し、富田から七十五萬圓借りた事の契約書
を作つて置かうとした時には、被告人は富田にこの旨を話して、その契約書に捺す爲めに印を預りました。

四十五 豫審終結決定書は『富田繁樹ノ名義ヲ冒用シ』と言つてゐますけれども、富田繁
樹から被告人が預つてゐた印を前項記載の證書及び預り書に捺印することは、富田繁樹
が承諾して高橋文十郎を通じて印を預けて置いたものであります。勿論證書の内容などは、
具體的には被告人は話さなかつたのであります。富田は拂込を假裝する爲めに七

十五萬圓の小切手を貸したりして、この間の消息は十分呑み込んでゐたばかりでなく、
萬事御任せするから宜敷く頼むと被告人に言つてゐたのであります。それに、高富合
資會社を設立する前に、被告人は富田に對して『此度び高富合資會社を設立して、最初
あなたから借りてゐた七十五萬圓の債権を合資會社に譲つたことにしますから……』と
話して富田に承諾して貰つて置いたのですから、この記名捺印を富田が包括的に承諾し
てゐることは明かでありませぬ。

富田繁樹は被告人が、證書に自分の印を捺すことは承諾してゐなかつたと豫審で供述
してゐますけれども、高富合資會社の設立を承諾して印を預けてゐる富田が、この會社
を債権者に假裝する爲めの證書類に印を捺すことだけを承諾してゐないといふのは全く
道理に合ひませぬ。それでは何のたぐひに高富合資會社を設立したのか解らないことにな
ります。富田のこの點の供述は何かの心得違ひに因るものと見なければなりません。昭
和十年六月十五日に、一度、かういふ證書を作ることを承諾してゐた點を思ひ合せれば

尙更であります。

四十六 豫審終結決定書は、被告人が伊勢から預つてゐた印を返して、自ら手形の振出をすることが出来なくなることを知り、利鞘を利得することが出来なくなること、高富關係の假装を拵へたと云つてゐますけれども全く無稽な捏造であります。先づ手形振出の點ですが、手形は最初から、被告人が一人で勝手に作成したものではありません。預つてゐた印は伊勢の専務取締役としての職印だけで、被告人が伊勢個人の印を預つたことは一度もありません。従つて伊勢個人の名義で振出した約束手形は昭和十一年七月二十六日も同年十月二十五日も、その都度、伊勢の面前で捺印したものであります。故に伊勢の職印を返したからとて、これまで被告人一人で勝手に振出してゐた手形が振出し得なくなるといふ關係は少しもありません。

四十七 昭和十年十二月四日に、被告人は右の證書類四通を中村鶴吉を経て伊勢に渡ししましたけれども、中村も、伊勢も、その他の重役も皆、この書類は表面的のものであつて、眞の債権者は別にあることを萬々承知してゐたのであります。一開業醫たる富田が七十五萬圓といふ大金を貸したり、俄作りの合資會社がその大債權を譲受けるといふ様な事を眞に受ける程の好人物は商人等の仲間には一人もありません。魚問屋の重役達はこの書類の假装なことは百も承知の上で表面的に受取つて置いたに過ぎないのであります。翌十一年の四月會社側との間が疎隔するに及んで、四月二十二日の手形書替期日に伊勢がこの證書の假装な點を逆用して『金を借りた覚えはない』といふ様な内容證明郵便を高富合資會社に寄越して被告人を困らせたことなどはこの間の消息を雄辯に物語るものであります。

第二款 手形及利息の問題(第三(二)公訴事實)

四十八 昭和十一年一月二十二日に魚問屋會社の會計課長梅田藤重を介して、額面七十五萬圓、伊勢丑松振出、魚問屋會社支拂保證、常任監査役承認、高富合資會社宛の約束手形一通を、被告人が要求して伊勢から受取つた事實を、豫審終結決定書は騙取であると

言つてゐますが、全く理由なき妄断であります。伊勢及び魚問屋會社が仁壽生命に對してこの手形の内容と同様な手形債務を負擔してゐることは、豫審終結決定書も亦これを認めてゐるところであります。又被告人が右一月二十二日に手形を要求取得したのは、仁壽生命に豫て伊勢等が負擔してゐる手形債務の爲めに差入れる目的であつて、翌一月二十三日に高富合資會社の裏書を以てこれを仁壽生命に既に差入れたことも明かな事實で豫審終結決定書も亦認めるところであります。豫て負擔する手形債務の爲めに、その手形の支拂期日に於て新手形を振出、交付することは寧ろ當然の義務であります。只高富合資會社の裏書がある爲めに仁壽生命では前の手形を返さず、擔保として預つて置くと後日言ひ出したのに過ぎません。被告人は豫め藤田に相談したら、同人は高富合資會社宛の手形に裏書したものでよろしいと言ひましたので被告人は右の約束手形を取つたのであります。しかし、これが爲めに伊勢等の手形債務に何等の消長を來さないばかりでなく、高富合資會社も何んの利益も得てゐません。却つて裏書人としての債務を負

擔したのであります。

次に、利鞘を利得する爲めといふのでありますが、被告人は藤田から受取る受取利息のことは最初から別問題にしてゐるのですから、伊勢に職印を返すからといつて利息の問題などを考へ出す譯がありません。

又伊勢に職印を返したからといつて債權者を知らせなければならぬ理由は少しもありません。債權者を知らせないことは、最初からの約束でもあり、また必要であることは伊勢の方でも十分承知してゐるのですから、聞かうとはいはしません。書替へる手形に伊勢の職印が必要な場合には、前に二回共債權者の名前を知らせない様に、個人の印を押させたのと同様に個人の印と職印とを押させればそれで足りるのであります。この爲に面倒をして高富の關係を假裝する必要などは少しもありません。高富の關係を假裝したのは、反對派の株主等が重役に難題を持ち掛けて困らせる様な場合に、一應之を防ぐのと、一般外部に對して形式を調へる爲めにしたものに違ひありません。

債権者の爲めに振出す意思を以て振出した手形を取つてその債権者に交付しただけのことが、何故手形騙取になるのか全く諒解に苦しむところであります。

四十九 昭和十一年一月二十一日期日の仁壽生命の手形書替は濟みましたが、次の手形支拂期日である同年四月二十二日になると、伊勢等は金を借りた覚えはないと言つて手形の書替も利息の支拂ひもいたしませんので仁壽生命から藤田を介して被告人に請求がありました。

被告人は、會社の重役達が内証を續けてゐるばかりでなく、その餘波で被告人との間も悪化して困つてゐるけれども、内証を治め被告人との間を融和して是非複數制確立の爲めに、まだ大いに運動しなければならぬといふ事情を藤田好三郎に縷述し、同人にも被告人と魚問屋會社との融和斡旋方を依頼し、會社の内証が治まり、被告人との間が好くなるまで仁壽生命に猶豫を請ふ旨懇請し、その解決を急いでゐました。さうして、藤田や福島辯護士が斡旋に努めましたけれども、急速には纏まらず、昭和十一年五月末

頃になつて、藤田は多忙で携はつてゐられないといふので、仁壽生命の顧問辯護士荻野定一郎に依頼し、荻野は藤田に代つてこの手形債権の解決に係るやうになりました。

五十 その後荻野辯護士と被告人とが交渉したり、被告人から魚問屋會社側に交渉したりしましたけれども、容易に解決せず、保險會社は擔保株券競賣の準備を荻野辯護士に依頼したりするやうになりましたので、最初借りる時に決めた一ヶ年の期限である七月二十二日も近づくやうになりました。仁壽生命では監督官廳たる商工省に對する報告にも困るといふ事でしたから、被告人は滞つてゐる魚問屋會社の利息を代拂ひして債務を高富に肩替りすることを相談しました所、荻野辯護士もこれに賛成したので、昭和十一年七月二十二日(四月二十一日より約九十日)取り敢へず、同日迄の利息を高富名義で代拂ひし、その一週間程後に、債務肩替りの手續を執り、高富合資會社振出額面四十五萬圓支拂期日昭和十一年八月三十日、被告人支拂保證の約束手形を仁壽生命に振出し、同時に同年七月二十二日から八月三十日迄の利息を支拂つたのであります。

①四月二十一日の手形は書替も、利息の支拂ひも出来ず、一年の期限も近づいたので、藤田と仁壽生命側と相談して三十萬圓は取り敢へず返還することにし、昭和十一年六月十九日限り、下郷は關係會社へ貸したのを回収し、六月三十日に二十萬圓七月十日に十萬圓を藤田に返し、藤田はこの三十萬圓を仁壽生命に辨済し茲に、伊勢等の借入金は四十五萬圓になつたのであります。

五十一 こんな事情で三十萬圓の受取利息の關係は結末を告げ、手形書替の事も一應解決しましたが、被告人は魚問屋會社を盛り立てて複數運動を貫徹するためには、金融が肝要で仁壽生命の様な立派な金主や藤田の様な有力な後援者は大切にしなければならぬと思つて、常に信用を繋ぐことと、好意を有たれることに注意してゐました。利息の代拂ひをしたり、高富へ肩替りをしたりして、一應手形の解決をつけたのも一つはこんな理由からでありました。荻野辯護士も仁壽生命の金融を圓滑に運ぶためには大切な人と思つてゐましたから、なるべく好意を有たれるやうに氣をつけてゐました。昭和十一年七月末頃、荻野を通じて提供された最後の受取利息三千六十圓を受取らずにその儘にしておいたのも、他日荻野辯護士に相當の謝意を表すべき時があるだらうと被告人が考へ

たからでありました。この事は單に被告人の一存だけでなく藤田も暗に同様な意向を被告人に洩らしてゐたのであります。

五十二 昭和十一年八月下旬魚問屋會社の専務取締役清水芳松から荻野辯護士及び高富合資會社に對して四十五萬圓の債務を高富から魚問屋會社に肩替りし、仁壽生命との直接の取引にしたいといふ交渉^①がありました。さうして段々話が進み、仁壽の方でも高富が承知ならば承諾するといふ事になりましたが、高富は一萬三千圓呉れなければ脱退を承諾しないと云ひ、魚問屋會社の方では一萬圓しか金が無いから困ると云つて纏らすにゐました。

①清水芳松等は昭和十一年八月下旬に、この金主が仁壽生命であることを同社の元社員から聞知したのであります。

五十三 昭和十一年九月十一日荻野辯護士から被告人を呼んで、高富脱退の話がありましたけれども、この頃の高富の社員高橋、君野等は、被告人の言ふ事を肯かないやうにな

つてゐましたから、被告人は已むを得ず魚問屋會社の爲めに三千圓を立替へて、高富に交付させ、同日清水振出、魚問屋會社支拂保證、額面四十五萬圓の手形を仁壽生命に振出し今後の利息を支拂ひ、高富に對しては、前記の一萬三千圓の他、同年四月二十二日から八月三十日迄の利息を支拂つて、茲に高富はこの關係から脱退し、清水芳松(魚問屋會社支拂保證)と仁壽生命との直接の取引になつたのであります。

五十四 前項までに書いた經過で被告人が仁壽生命保險株式會社へ支拂つたり、伊勢等から受取つたりした利息の關係について、豫審終結決定書は『第三(二)イ』に於て三百七十二圓八十三錢、『第三(二)ロ』に於て六千三百四十四圓四十二錢を被告人が騙取したものであるとしてゐます。しかし、これは、被告人が藤田から渡された受取利息を混淆して計算した誤りであります。若し、この受取利息を別にして計算すれば、被告人は何等の利益を得てゐないのであります。

五十五 いま試に、豫審終結決定書が被告人の騙取したものととして、第二及び第三に掲ぐ

る金額の全部を合計して見ると次の通りであります。

金一萬二百五十三圓八十五錢

『第二』に掲ぐる金額

金三百七十二圓八十三錢

『第三(二)イ』に掲ぐる金額

金六千三百四十四圓四十二錢

『第三(二)ロ』に掲ぐる金額

合計金一萬六千九百七十一圓十錢

五十六 前項の豫審終結決定書の計算は受取利息を混淆した結果であることは前に述べた通りであります。被告人が最初から終りまでの間に眞實支拂つたり受取つたりした利息を、明かにして見れば次の通りであります。(この數字は總て、豫審終結決定書の記載に據る)

(1) 被告人が仁壽生命保險株式會社へ支拂つた利息(この利率は總て日歩一錢七厘)
金二萬三千二百五圓

七十五萬圓に對する昭和十年七月二十六日から翌十一年一月二十二日迄の利息
金一萬千四百七十五圓

七十五萬圓に對する昭和十一年一月二十三日から同年四月二十一日迄の利息
金二萬三千九百九十九圓五十錢

七十五萬圓に對する昭和十一年四月二十一日から同年六月三十日まで、五十五萬圓に對する同年七月一日から十日まで、四十五萬圓に對する同月十一日から二十二日まで及び同金額に對する同月二十二日から同年八月三十日までの利息の合計額

合計金四萬八千六百七十九圓五十錢

(2) 被告人が、伊勢丑松又は清水芳松から受取つた利息(この利率は總て年七分戻り利

息は日歩六厘)

金二萬四千七百七十六圓八十五錢

七十五萬圓に對する昭和十年六月十五日から翌十一年一月二十二日までの利息から、同金額に對する昭和十年六月十五日から同年十一月三十日までの戻り利息を差引きたる差引利息

金一萬一千八百四十七圓八十三錢

七十五萬圓に對する昭和十一年一月二十三日から同年四月二十一日までの利息から、同金額に對する昭和十年十二月一日から同月四日まで、及び三十萬圓に對する同月五日から翌十一年一月二十二日までの戻り利息を差引きたる差引利息

金一萬二千六百九十三圓九十二錢

七十五萬圓に對する昭和十一年四月二十一日から同年七月一日まで、五十五萬

圓に對する同月二日から十日まで及び四十五萬圓に對する同月十一日から同年八月三十日までの利息から三十萬圓に對する昭和十一年一月二十二日から同年七月一日まで及び十萬圓に對する同年七月二日から同月十日までの戻り利息を差引きたる差引利息

合計金四萬八千七百十八圓六十錢

この(1)と(2)との合計は殆ど同一であつて僅かに三十九圓十錢の差を見るだけでありま

す。
かう計算して見ると被告人が利息の關係で何ものも騙取してゐないことは、火を見るよりも明かであります。

五十七 昭和十年上旬十一月、魚問屋會社の取締役であつた會計部長中村鶴吉は被告人に對して、會社の會計に一萬圓程金が不足してゐて、帳尻が合はないが今穿鑿されて、怪我人でも出る様なことがあつては、この大切な時機^①に困るから何とか心配を願ひ度いと

言つてゐました。被告人はこれを聞いて彼の三十萬圓の受取利息を使ふのは、こんな時^②だと思つて、大體承諾を與へ、弟彦次郎に話すやうにと言つて置きましたところが同年十二月七日、中村鶴吉は彦次郎から五千圓を受取つて單に『預り申候』と書いた預り證を彦次郎に渡ししました。

①この頃は會社を合併すべしといふ許可條件を取消して貰ふ運動のため大活動を始めました時でありました。
②被告人は病氣で計算などが出来ませんので、金錢の出納その他を弟彦次郎に託して置きました。

五十八 その後昭和十年十二月下旬被告人が病氣靜養の爲め、伊豆畑毛温泉榮屋旅館に滞在してゐる所へ、中村鶴吉が来て先日頼んでおいた金の内五千圓は彦次郎から貰つたが、モウ一萬三千圓無ければ困るから是非都合して貰ひ度いと言ひますので、被告人は年末歸宅してから渡すと約して置いたところ同年十二月三十一日に中村鶴吉が被告人の宅に來ましたので一萬三千圓を渡しますと、同人は額面一萬三千圓の約束手形を被告人宛に書いて行きました。

五十九 前二項の合計一萬八千圓は中村鶴吉個人が借りたものであると、同人は豫審で供述してゐますけれども、全く事情に合はない、措信し難い供述であります。被告人が個人の中村鶴吉などに一萬八千圓といふ大金を貸す譯もなければ、簡単な五千圓の預り證や、擔保も何もない約束手形などで貸す筈は尙更ありません。

中村は被告人に金を出して貰ふ時に來春二、三月までには帳簿を整理してこの一萬八千圓を回収出来る様にすると言つてゐましたが、同年四月^①には複數運動も終りになるので被告人はその時受取利息の計算をするから丁度よからうと考へてゐました。ところが前節に書いた様な事情で推移し、運動の終局を見なかつたので、この一萬八千圓と受取利息との關係は、計算の機會を得なかつたのであります。

中村鶴吉が置いて行つた約束手形の支拂期日は昭和十一年三月二日になつてゐます。若し被告人が會社や運動の事に關係なく、中村鶴吉個人に貸した金だとすれば、この支拂期日三月二日^②に手形金の支拂を請求しない筈がありません。それを被告人は支拂期日

は勿論、手形の事も忘れて了つてゐる様な状態でした。中村もこの一萬八千圓を辨濟しないのは勿論、延期を頼んだこともなければ、利息を拂つたこともありません。これはこの金が中村個人に貸したものでなく、會社のために受取利息を支出したものである何よりの證據であります。

① 昭和十一年四月二十日は許可條件の合併期限で被告人及び魚問屋會社の者一同は、この日迄には複數制確立運動を貫徹して了ふ積でゐました。

② 中村鶴吉は取締役を辭任して、その改選の昭和十一年二月二十六日の臨時總會には取締役を選任されなかつたのであります。

六十 被告人の受取つた受取利息の總額を調べて見ると、次の通りであります。(この數字は總て豫審結決定書の記載に據る) ——元本三十萬圓、利率日歩一錢七厘——
金九千二百八十二圓

昭和十年七月二十六日から翌十一年一月二十二日までの利息
金四千五百九十圓

昭和十一年一月二十二日から同年四月二十一日までの利息
金三千六十圓

昭和十一年四月二十一日から六月十九日までの利息
合計金一萬六千九百三十二圓

かう計算して見ると被告人は、この關係に於て、藤田好三郎から一萬六千九百三十二圓を受取つて一萬八千圓を中村鶴吉に渡し差引一千六十八圓渡し過ぎてゐるのであります。

いま、受取利息の總額と『五十五』に書いた豫審終結決定書の所謂騙取額の總額一萬六千九百七十一圓十錢とを照合してみると豫審の手品の種をハッキリ看取する事が出来ます。

六十一 被告人は前項に書いた通り一千六十八圓を渡し過ぎてゐます。これから『五十六』の計算で受取り過ぎになつてゐる三十九圓十錢を差引いても被告人は結局一千二十八圓

九十錢損をしてゐるばかりでなく、『五十三』に書いた通り三千圓を魚問屋會社に立替へてゐます。

損をしたり、立替金をしたりして、詐欺取財罪に問はれては堪りません。こんなことで被告人を有罪にすることは、法律の神聖の爲めに、辯護人の斷じて忍び得ないところであります。

昭和十三年九月十日

右木村正吉辯護人

辯護士 吉 田 三 市 郎

東京刑事地方裁判所第九部 御中

上告狀

上告狀

東京市本所區平川橋三丁目五番地

上告人

合資會社東京輕便浣腸製造所

右代表者 無限責任社員

田村 廿三郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉田 三市郎

同 同 川口 庄藏

東京市目黒區中目黒三丁目千八十五番地

被上告人 前川 重矩

損害賠償請求上告事件

原判決の表示

東京控訴院昭和十三年(第七〇八號損害賠償請求事件)について昭和十六年一月二十日同院第一民事部が言渡した左の主文を有つ判決。

主 文

原判決ヲ左ノ如ク變更ス

控訴人(附帶被控訴人)ハ被控訴人(附帶控訴人)ニ對シ金千四百九十七圓二十錢及内金四百九十七圓二十錢ニ對スル昭和八年十一月十一日以降内金千圓ニ對スル昭和九年六月二十六日以降各完済ニ至ル迄年五分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂フベシ、控訴人(附帶被控訴人)ハ其費用ヲ以テ東京市内發行ノ(イ)藥業ノ友(ロ)藥業週報(ハ)藥業新報紙上ニ各一回六號活字ヲ以テ別紙第一號記載ノ謝罪廣告ヲ爲スベシ
被控訴人(附帶控訴人)ノ其餘ノ請求ハ之ヲ棄却ス
本件附帶控訴ハ之ヲ棄却ス

訴訟費用ハ第一、二審ヲ通ジ(附帶控訴費用共)之ヲ三分シ其一ヲ控訴人(附帶被控訴人)ノ負擔トシ、其餘ハ被控訴人(附帶控訴人)ノ負擔トス
此判決ハ被控訴人(附帶控訴人)勝訴ノ部分中金員ノ支拂ヲ命ジタル部分ニ限り被控訴人(附帶控訴人)ニ於テ金五百圓ノ擔保ヲ供スルトキハ假ニ執行スルコトヲ得

右判決の正本は昭和十六年二月三日控訴代理人に於て其の送達を受けた。

上 告 の 申 立

上告人は右判決中上告人敗訴の部分に對して上告を爲す。

上 告 の 趣 旨

原判決中上告人敗訴の部分を破毀する旨の判決を求む。

附 屬 書 類

一 委 任 状 一 通

一 登記簿抄本

一通

昭和十六年二月十四日

吉田三市郎
川口庄藏

大審院長

判事長 島

毅殿

上告理由書

上告理由書

昭和十六年(第二〇三號損害賠償請求事件)

上告人

合資 東京輕便浣腸製造所

被上告人

前 川 重 矩

第一點 原判決はその理由の前段に、被上告人から上告會社に對する第一〇三五九七號登録實用新案(以下『本件實用新案』と略稱する)の權利範圍確認審判請求事件(特許局昭和六年審判第二三五號)について、昭和七年九月十五日その對象物たる(イ)號圖面は本件實用新案の權利範圍に屬せずとの審決あり、昭和八年四月十二日同趣旨の抗告審決あり、同年九月八日抗告審決に對する上告棄却の判決のあつたことを叙し、その(イ)號圖面と本件假處分の目的となつた「ゴム先輕便浣腸」とが同一である旨を判示し、本件に於て基本的で最も重要な問題である本件假處分の目的であつた被上告人(被控訴人)製造の「ゴム先輕便浣腸」が、本件實用新案の權利範圍に屬するか否かの争點については、

何等の考慮も拂はず、些の判断をも用ひることなく、突如として『然ラハ被控訴人カ前示「ゴム先輕便浣腸」ヲ製造販賣シタルコトハ何等控訴人ノ右新案權ヲ侵害シタルモノニ非ス、從テ前記假處分並ニ告訴ハ共ニ其理由ナカリシコトニ歸スルモノト謂フヘク、又前記書面ノ頒布、記事ノ掲載モ不當ノ所爲ト謂ハサルヘカラス』と速斷し去つたのは審理不盡理由不備である。若し原判決が、特許局の審決は司法裁判所を羈束するとしたものならば擬律錯誤であると言はなければならぬ。

第二點 原判決は第一點にも書いた通り、特許局昭和六年審判第二三五號事件の對象物である『(イ)號圖面』(原判決は「ゴム先輕便浣腸」が對象物である様に書いてゐるけれども、これは誤りである)と本件假處分の目的であつた「ゴム先輕便浣腸」とは同一であると判示して、甲第一乃至四號證及び甲第二十九乃至三十一號證を引いてゐる。

甲第一號證及び甲第二號證は本件實用新案の權利範圍確認審判並びに抗告審判の審決書で、甲第三號證は抗告審判に對する上告棄却の判決書である。さうしてこの權利範圍

確認審判事件の對象物である(イ)號圖面は甲第五號證ノ二である(昭和十年七月附原告の證據説明書參照)。甲第一號證及び甲第二號證の審決は孰れも(イ)號圖面は本件實用新案の權利範圍に屬せずと結論してゐるけれども、形狀主義の理論に依つてゐることはその理由自體に依つて明白である。實用新案の新規性若くはその異同に關して對立した二つの説がある。第一は實用新案の目的、效果に著眼するもので第二は實用新案法第一條の文字を根據として物の形狀に重點をおくものである。前示の各審決がその理由に於て本件實用新案の浣腸器の嘴管と(イ)號圖面の浣腸器の嘴管の形狀のみを比較し、その目的、作用及び效果について全く言及してゐないことは注意を要する點である。

甲第二十九號證は大岡増次郎の鑑定書で、甲第三十號證は此の鑑定に從つた判決書である。此の鑑定は、實用新案の目的、作用及び效果に重きを置き所謂幾何學的形狀の差異は之れを無意味として省みてゐない。若し前記の審決の様に形狀主義を採用すれば、(イ)號圖面の浣腸器の嘴管の形狀と本件假處分の目的となつた「ゴム先輕便浣腸」(乙第

二號證參照、同證が「ゴム先輕便浣腸」の寫眞であることは當事者間に争がないの嘴管の形狀とは異つてゐると結論されなければならぬ。又大岡鑑定人に従へば本件實用新案の嘴管の形狀と「ゴム先輕便浣腸」の嘴管の形狀とは、幾何學的形狀に於て多少異り、嘴管自體閉塞されてゐるのと、嘴管自體は先端開放されてゐるけれども殆んど全部被著するゴム製帽蓋と其の周圍に塗布したカカオ脂層とに依つて密閉されてゐるのと形態上の相違はあるけれども浣腸藥の容器及び浣腸器としての作用、效果に於ては異なることを認めないから兩者は同一であると言はなければならぬ。

かういふ内容の矛盾した二つの材料を鵜呑みにして、木に竹を接いだ様な議論で本件實用新案の目的であつた「ゴム先輕便浣腸」は、本件實用新案の權利範圍に屬しないと判斷した原判決は、判決の理由に齟齬あるものである。

第三點 上告會社が本件の假處分を爲したことに過失のなかつたことを認定した原判決は、その理由の中頃で『然レトモ被控訴人カ上記假處分及告訴ヲ受ケタル後控訴人ニ對

シ權利範圍確認審判ヲ特許局ニ請求シ昭和七年九月十五日同廳ニ於テ被控訴人ノ製品ハ控訴人ノ實用新案ノ權利範圍ニ屬セストノ審決ヲ受ケ、右審決ハ上告審ニ於テ維持セラレ昭和八年九月八日上告棄却ノ判決アリタルコトハ前記認定ノ如クナルヲ以テ右實用新案權利範圍ノ確認ヲ中核トスル控訴人、被控訴人間ノ實用新案侵害排除損害賠償請求事件（甲第四號證、甲第三十號證、甲第三十一號證、即チ本件ノ本案事件）並ニ其假處分ニ付テハ控訴人ハ其主張ヲ更ニ検討シ右上告棄却ノ判決（甲第三號證）アリタル以上控訴人ハ本件假處分執行解放ノ手續ヲ爲スヲ適當トスヘク、其後モ依然之ヲ維持シ昭和八年十二月十九日ニ至リ解放シタルハ控訴人ニ於テ當然爲スヘキ措置ヲ構セサル過失アルモノトス』と判示してゐる。

本件實用新案の權利範圍確認審判事件で『被控訴人ノ製品ハ控訴人ノ實用新案ノ權利範圍ニ屬セストノ審決ヲ受ケ』、などと原判決が言つてゐるのは全く誤りである。甲第一、二號證の審決には、その對象物である（イ）號圖面及び説明書に記載する物品は權利範

圖に屬せずとしてゐるに過ぎないこと、讀んで字の如くである。この審決ばかりでなく總べての場合に、確認審決は(イ)號圖面を對象として爲すもので、某々の製品などを對象として爲すものでは決してない。この意味で原審は二重の過ちを犯してゐるわけである。

原判決は、甲第一、二號證の審決を受けたならば上告會社は「其ノ主張ヲ更ニ検討シ」なければならぬのにこれをしなかつたのは不注意であり、過失であると言つてゐる。上告會社がこの場合にその主張即ち被上告人の「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の權利を侵すものであるといふ確信ニ主張ニを更に検討しなかつたと誰が言つたのでせう、上告會社(控訴人)は勿論、被上告人(被控訴人)も原審に於てこんな主張をしたことは一度もなかつた。又事實に於て上告會社は審決を受けるたびに、そのほか事ある毎にその主張を検討して、確信を持続して來たことは原審第二準備書面に書いた通りである。原判決は何を證據に、上告會社がその主張を検討しなかつたと言ふのか分らない。尙原判決は「上告棄却ノ判決」「甲第三號證」アリアル以上控訴人ハ本件假處分執行解放

ノ手續ヲ爲スヲ適當トスヘク』と言つてゐるけれども、特許局の審決の當てにならないことは周知の事實で、本件に於ても乙第三號證ノ一、二を参照すれば思ひ半ばに過ぎるものがある。又甲第一、二號證の審決の(イ)號圖面(甲第五號證)と「ゴム先輕便浣腸」(乙第二號證)とが同一でないことは甲第五號證と乙第二號證との對照に依つて明かである。彼れ是れ思ひ合されば上告會社が假處分解放の手續をしなかつたのは當然であると言はなければならぬ。少くとも、この機會に假處分解放の手續をしなかつたからといって、それが過失であると言はれる理由は少しもない。この點に於て原判決は證據に反して事實を認定し證據なく、又實驗則に反して事實を認定した違法に坐するものである。

第四點 原判決は上告會社が被上告人に對して假處分を執行し、その占有中にあつた「ゴム先輕便浣腸」を執達史の保管に移したことを敍し、接いで「昭和八年十二月十九日迄之ヲ維持シタルコトハ當事者間ニ爭ナク、之カ爲右物品ハ藥液變敗汚損等ニ因リ使用不

能ノ状態トナリタルコトハ原審並ニ當審ニ於ケル被控訴本人ノ供述及右物品ノ性質構造ニ徴シ之ヲ認ムルニ足り」と判示してゐるから、第一審の被上告人（原告）本人の訊問調書を反覆精讀してみたが、「ゴム先輕便洗腸」に對して假處分の執行を受け、昭和八年頃取消しになつた旨の供述はあるけれども、昭和八年十二月十九日に假處分の執行が解除された當時藥液が變敗してゐたり、變質汚損してゐたといふ様な供述は見當らない。「ゴム先輕便洗腸」は一、二年も保管して置けば變質汚損したり、藥液が變敗したりするものであるといふ様な供述もない。原審の被上告人（被控訴人）本人の訊問調書を繰返して讀んでみても、假處分執行の目的となつた物品が變質汚損したり、藥液が變敗したことを推測し得る様な供述さへも見出だし得ない。又『物品ノ性質構造ニ徴シ之ヲ認ムルニ足り』と言つてゐるから、原審が、この物品即ち「ゴム先洗腸」を如何なる性質構造と認定したかを知る爲めに、原判決を通讀しても、「ゴム先輕便洗腸」の性質構造について判示したところは更でない。どんな性質構造であるかを判示せず、『性質構造ニ

徴シ認ムルニ足り』と言つたところで、それは原審の獨り合點であつて判決の理由にはならない。この點で原判決は證據に依らず事實を認定した違法と、判決に理由を附さない違法とを有つてゐる。

第五點 原判決は『控訴人カ前示假處分命令ニ因リ被控訴人ノ占有ニ在リタルイ）ゴム先輕便洗腸器四百箇入十五箱（大型七箱、小型八箱）（ロ）同大型十箇入二十七箱（ハ）同茶箱入大型千箇（ニ）同ケース入大型千箇（ホ）ゴム先洗腸使用容器三千箇ニ對シ其執行ヲ爲シ昭和八年十二月十九日迄之ヲ維持シタルコトハ當事者間ニ争ナク、之カ爲め右物品ハ藥液變敗汚損等ニ因リ使用不能ノ状態トナリタルコトハ原審並ニ當審ニ於ケル被控訴本人ノ供述及右物品ノ性質構造ニ徴シ之ヲ認ムルニ足り』と判示し、更に（以上ノ商品カ既ニ昭和八年九月八日以前ニ變質汚損シ居リタリトスルモ控訴人カ同日以降モ不當ニ假處分ヲ維持シタル爲ニ更ニ其變質汚損ヲ加重セシメタルコト勿論ナルカ故ニ控訴人ノ過失ト因果關係アリ）と言つて、原審が其の物品の全價格と認定した金四百九十七圓二十錢の損害賠

償を上告會社に命じた。

本件假處分を執行したのは昭和六年六月六日で、其の執行を解除したのは昭和八年十月十九日であり、同八年九月八日までは上告會社に何等の過失なく、同日までに生じた假處分の執行に因る結果については、上告會社に何の責任もないことは原判決の確定したところである。故に前示の物品が假處分の執行に因つて損害を生じたとしても、昭和八年九月九日以後に生じた損害についてのみ上告會社に其の賠償を命ずべきである。従つてこの賠償を命ずるには先づ昭和八年九月八日までに果して藥液の變敗若しくは變質汚損が生じてゐたかどうか、又如何なる程度に變質汚損してゐたか、その變質汚損に因る價格の減少は何程であるか、別言すれば昭和八年九月九日に於けるこれ等の物品の價格は何程であつたかを審理判定し、その昭和八年九月九日に於ける物品が同年十二月十九日に於て如何に變化し何程の價格を減少してゐたかを明かにしなければならぬ。然るに原審がこれ等の審理を爲さず漫然物品の全價格に相當する損害の賠償を命じたの

は、審理不盡理由不備も甚しいと言はなければならぬ。原審及び當審に於ける被控訴本人の供述にも、これ等の疑問に應へるところは少しもない。原審がこの點について何等の判断を與へてゐないことも判文自體に徴して明かである。

又これを實驗則に照して考へれば、假處分の執行は昭和六年六月六日で同八年九月八日までには二年三月餘を經過し、藥液等の最も變敗し易い夏季を二度過ぎてゐる。これに反して昭和八年九月九日から同年十二月十九日までは秋から冬にかけての三ヶ月十日に過ぎない。秋から冬にかけての三月や四月に藥液が變敗したり、變質汚損して賣品にならなくなる様なこの種の「輕便浣腸」は何處にも存在しないことは常識上明かである。この點から觀れば原判決は實驗則に反して事實を認定したものと云はなければならぬ。

原判決が上告會社に賠償を命じた金四百九十七圓二十錢の内には「ゴム先輕便浣腸」使用「容器」三千箇（一箇平均一錢一厘）原判決の認定）の價格三十三圓を含んでゐる。

謝罪廣告の掲載を請求したものであつたとしても、原判決は違法たるを免れない。この文書の頒布及び記事の掲載が何時であつたかを原判決は認定してゐないけれども、その敘述の順序並びに甲第十二號證及び甲第二十八號證の文旨に依れば、假處分執行の直後であることが看取される。甲第二十八號證には昭和六年八月一日の日附がある。昭和八年九月八日以前上告會社が本件實用新案の権利範圍には、「ゴム先輕便浣腸」を包含してゐるものと信じてゐたことに過失のなかつたことは、原判決の明かに認定してゐるところである。「ゴム先輕便浣腸」が自己の有する實用新案權の範圍に屬すると確信した上告會社が、「ゴム先輕便浣腸」を自己の權利を侵害する類似品であるとの文書を頒布したり、記事を掲載したりしても何等の責任のないのは當然である。この見地からすれば上告會社は、所謂文書の頒布及び記事の掲載に因る慰藉料の支拂ひ、謝罪廣告の掲載を命せられる謂はれない。然るに原判決はこの文書及び記事の内容が『報告的ノ記載ヲ超エ被控訴人ニ權利侵害ノ所爲アルコトヲ斷定シタルモノ』

であるから過失の責を免れないと言つてゐるけれども、自己の實用新案權を侵害してゐると確信してゐる上告會社が、その確信に従つてこれを公表したからといつて急に過失の責を負ふべき理由はない。又所謂報告的記載を超えたから過失であるといふ様でもあるが、「ゴム先輕便浣腸」は權利を侵害する類似品であるといふ意味以上に出でてゐないことは甲第十二號證及び甲第二十八號證の記載自體に依つて明かである。假に報告的記載を超えてゐたとしても、それが爲めに、過失なく確信してゐたことが過失になるといふわけではない。或は確認審決又は判決を経ない中に權利の侵害であると斷じたのが過失であるといふ意味かも知れない。しかし、審決又は判決を経るまでもなく、當然「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の権利範圍であると、諸多の理由に依つて確信してゐたこと、原判決認定の通りである上告會社が、「ゴム先輕便浣腸」は上告人の權利を侵害する類似品であると公表したからとて過失を生ずる原因にはならない。かう書いて見ると「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の権利範圍であると確

信したことについて、上告會社に過失はないと事實を確定した原判決が、この確信を基礎として、これを發表した所謂文書の頒布並に記事の掲載を上告會社の過失であると斷定したのは、大なる矛盾であると言はなければならぬ。この點で原判決はその理由に齟齬あるものである。

- (3) また『控訴人ノ頒布シタル文書及同業新聞紙ニ掲記シタル記事ハ報告的ノ記載ヲ超エ被控訴人ニ權利侵害ノ所爲アルコトヲ斷定シタルモノニシテ』と判示してゐるけれども、甲第十二號證（頒布したと原審が認定した文書）及び甲第二十八號證（掲記したと認められた新聞紙）の文章には、本件實用新案の權利を侵害した類似品の一つとして「ゴム先輕便浣腸」の名稱が列記してあるだけで、被上告人（被控訴人）が本件實用新案の權利を侵害したとも、「ゴム先輕便浣腸」を製造したとも書いてはゐない。此の點で原判決は證據の内容を誤解して事實を認定した違法がある。

- (4) 『假處分ノ執行ヲ繼續セラレ且控訴人ノ實用新案權ヲ侵害シタル旨ノ文書ヲ頒布セ

ラレタルニ因リ被リタル精神上ノ苦痛ヲ回復スルニハ（中略）別紙第一號記載ノ謝罪廣告ヲ爲サシムルヲ相當トス』と判示して、被上告人の受けた精神上の苦痛を慰藉し、これを回復する方法として謝罪廣告の掲載を上告會社に命じてゐる。被上告人が精神的な苦痛を受けたと假定すれば、これに満足と與へて所謂『回復』させるには、いろいろな方法が考へられるであらう。上告會社に謝罪廣告を掲載させるのもその一つかも知れない。しかし、被害者に主觀的な感情上の満足と與へる爲めに、加害者に特別な處分を命ずることは民法の認めないところである。不法行爲に依つて財産上の權利が侵害されることも、身體、生命、名譽などの權利が侵害されることもあらう。さうして財産的な損害を生ずることも、精神的な苦痛と與へる場合もいろいろあらう。けれども、如何なる場合にも金錢に依る損害賠償の支拂ひ以外の救濟方法は認められてゐない。侵害された名譽を回復する爲めに相當な、特別の處分だけが唯一の例外として許されてゐるだけである。原審が精神上の苦痛を回復する方法として、金錢賠償以

外の謝罪廣告の掲載を命じたのは明かに擬律錯痛である。

(5) 原判決の趣旨が、精神上の苦痛を回復する爲めの謝罪廣告ではなく、侵害された名譽を回復する爲めに、謝罪廣告を命じたものと解し得ると假定しても、なほ次の違法がある。甲第十二號證及び甲第二十八號證に被上告人の氏名若しくは之れを推測し得る様な言葉のないことは(3)に書いた通りである。従つてこの文書及び記事に因つて被上告人の名譽が侵害されたとしても、それは被上告人が「ゴム先輕便浣腸」の製造元であるといふことを知つてゐる者に對する關係に於てだけである。被上告人は訴外荻野勇、今井榮を發賣元として、製造した「ゴム先輕便浣腸」を、この兩人のみに卸賣りしてゐたこと及び荻野今井兩人の得意先の數が各百五十であることは第一審の證人荻野勇、今井榮の供述に依つて明かである。又兩人が「ゴム先輕便浣腸」を卸した得意先は、五、六十を出てゐないことは前示荻野、今井の證言に依つて窺ひ知ることが出来る。これに依つて觀れば被上告人が「ゴム先輕便浣腸」の製造元であるといふこ

とを知つてゐる者は多く見ても百人か百五十人に過ぎない。僅か百人か百五十人からの特定人に對する關係に於て被上告人の名譽が侵害されたとしても謝罪廣告などを二つの新聞紙に掲載する必要は少しもない。名譽の侵害された状態に對して極めて不適當な處分と言はなければならぬ。名譽の侵害状態とその回復方法との間に著しく妥當性を缺いてゐるとすれば、これは實驗則に反したものである。

(6) 原判決は所謂文書を頒布し記事を掲載し、昭和八年九月九日から同年十二月十九日まで三ヶ月十日間假處分の執行を維持したことに因つて、被上告人の受けた精神上の苦痛を慰藉し、これを回復する爲めに、上告會社は金一千圓の慰藉料を支拂ひ、原判決別紙第一號記載の謝罪廣告を掲載する義務があるとしてゐる。前記のやうな文書を頒布し記事を掲載し、昭和六年六月六日に執行されて二年三月餘も繼續されたこんな假處分の執行を、その後僅か三ヶ月十日間繼續維持したからといつてどれだけの精神上の苦痛を與へるだらうか。こんなことの爲めに慰藉料金一千圓を支拂ひ前記の謝罪

廣告を掲載すべきものとした原判決は、事物の價值判斷に於いて慥かに實驗則に反してこの點でも破毀を免れない。

昭和十六年四月十日

上告代理人

辯護士 吉田三市郎

辯護士 川口庄藏

大審院第四民事部 御中

〔準備書面(その三) 第二準備書面及び準備書面(その四) 第三準備書面の事件は、大部分控訴人勝訴、一部被控訴人勝訴の判決となつた。この判決に對して當事者雙方から上告をした。前掲の上告狀とこの上告理由書とは、控訴人の提起した上告事件のもの、次の上告答辯書は被控訴人の提起した上告事件のものである。前者は破毀差戻し、後者は上告棄却となつた。〕

答 辯 書

昭和十六年(オ)第二〇八號損害賠償請求上告事件

上告人

前 川 重 矩

被上告人

合資會社東京輕便浣腸製造所

一 上告理由第一點は、『原判決ハ故意ト過失ノ區別及其基準ヲ誤リタル違法アリ』、『故意及過失ノ本質及其異同ヲ誤解シタルノミナラス理由不備』であるとなし、昭和八年九月八日甲第三號證の判決(大審院昭和八年(オ)第一三五五號)を受けた後は、被上告人は上告人製造の「ゴム先輕便浣腸」(本件假處分の目的)が被上告人の有してゐた第一〇三五九七號登録實用新案(以下『本件實用新案』と略稱する)の權利の範圍に屬するものであると主張することを得ないから、昭和八年九月九日以後は當然故意に假處分を維持したものとしなければならぬ。然るに原判決が同日以後初めて被上告人に過失の責任があるとしたのは、理由不備で破毀を免れないと言つてゐる。けれどもこの上告理由

には二つの誤りがある。

(1) 上告審の判決で審決が確定した後は、之れに反する主張をなし得ないといふのは、その手續に於てだけのことであつて、別事件、殊に別個の請求権（損害賠償など）を主張する民事訴訟に於てまで、これを主張し得ないわけではない。行政處分である特許局の審決が司法裁判所を羈束しないことは、何人も異論のない公理である。

(2) 前記の上告判決で確定した審決（特許局昭和六年審判第二三五號—甲一、昭和七年抗告審判第一一三四號—甲二）は孰れも(イ)號圖面（甲第五號證の一・二）を對象として爲されたもので、甲第五號證の一・二（圖面）に示された物品は本件實用新案の權利範圍に屬しないと見てゐるに過ぎない。本件假處分の目的になつた「ゴム先輕便浣腸」（乙第二號證）が權利範圍に屬しないと云つてゐない。又言ふべきものでもない。

尙、上告理由第一點は、その末段で『特段ノ事情無キ限リ少クトモ上告審ノ判決以後

ニ於テハ故意ニヨル侵害行爲アルモノト云フヘク』と言つてゐるけれども、この點に關して大いに特別の事情のあつたことは控訴人（被上告人）の原審第二準備書面に書いた通りで、原判決もこれを説示してゐる。

この點に關する原審の誤りは寧ろ、前記の上告判決のあつた後に於て被上告人に過失がある（實は故意は勿論過失もなかつた）とした點に存することは、昭和十六年(オ)第二〇三號（本件當事者間、同一原判決）の上告理由書第三點に書いた通りであるから、茲にこれを引用する。

原判文の趣旨は、昭和八年九月上告判決のあつた後にも、被上告人が「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の權利範圍に含まれないといふことを覺知しなかつたのは過失であるといふ意味であつて、故意、過失の本質を誤解したわけでも何でもなし。故に上告理由第一點は結局原審の專權に屬する事實の認定を非難するに過ぎないことになる。

又上告代理人は故意と過失の區別を彼れ此れ言つて原判決を非難してゐることは、冒

頭に書いた通りであるけれども、故意による不法行為も過失による不法行為も、その責任には變りはない。故に、假に原判決が『故意ト過失ノ區別及基準ヲ誤』つたり、『故意及過失ノ本質及其異同ヲ誤解シ』たとしても、故意の不法行為を過失の不法行為と事實を誤認したとしても、その主文に影響を來す心配はない。この點から言つても第一點は上告の理由にならない。

二 上告理由第二點は、原判決が本件實用新案（「イチヂク印輕便浣腸」）及び「ゴム先輕便浣腸」兩者の嘴管の形狀を記述し、嘴管に差異の存するに過ぎないことを理由として、被上告人が「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の權利範圍に屬するものと信じたことに過失はなかつたと認定したことを非難し、甲第一號證の審決を引用して、(1)本件實用新案の嘴管の形狀が紡錐狀であることは考案構成上の必須要件であることを忘却したものであり、兩者は全く別個の考案に屬し「ゴム先輕便浣腸」の製造、販賣は本件實用新案の權利を侵害するものでないことは明白で『被上告人ハ新案權者トシテ自己ノ考案カ何

レノ點ニ存スルヤハ之ヲ知レルモノト認ムヘキハ當然ナリトス』と做し、(2)本件當事者間に於て昭和七年九月十五日甲第一號證（特許局昭和六年審判第二三五號）及び昭和八年四月十二日甲第二號證（昭和七年抗告審判第一一四三號）で、本件實用新案の嘴管の形狀が紡錐狀であることは考案構成上の必須要件であつて「ゴム先輕便浣腸」とは別個の考案であるから、「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の權利範圍に屬してゐないといふ審決を受けた以上は『通常人トシテ被上告人ノ新案權ハ嘴管カ紡錐狀ニシテ先端密閉セラレアル點ニ存シ從テ之ト嘴管ノ構造ヲ異ニスル「ゴム先輕便浣腸」カ被上告人ノ新案權ノ權利範圍ニ屬セサルコトニ想到スヘキハ當然ニシテ若シ之ヲ知ラサリシトセハ通常人トシテノ注意ヲ缺クモノト云フヘク過失ノ責ヲ免レサルナリ』とし、原判決が被上告人（控訴人）が本件假處分を執行し且つ昭和八年九月八日まで之れを維持したことに過失はないとしたのを『社會通念ニ反シ過失ヲ否定セルカ過失ノ觀念ヲ誤解スルモノ』であると言つてゐる。しかし、この理由は以下に指摘する誤謬に立脚するもので、實は

原審が證據に基いて適法に爲した事實の認定を非難するに過ぎないものであつて、上告の理由にはならない。

(1) 上告代理人は本件實用新案（乙第一號證）の嘴管の形狀が『紡錘狀であることは考案構成上の必須要件である』といふことを盛に振り廻すけれども、これが必須要件であるといふのは甲第一號證及び第三十二號證の審決の解釋であつて、決して事實ではない。事實は乙第一號證の記述そのものであつて、同證の文章には『考案構成上の必須要件』といふやうな意味のことは少しも書かれてはゐない。原判決の嘴管の形狀に關する兩者の記述の正しいことは、乙第一號證と乙第二號證との對照によつて自明である。乙第二號證が「ゴム先輕便浣腸」の寫眞であることには當事者間に争がない。又甲第一號證及び甲第二號證の審決の對象物である甲第五號證の一・二（イ）號圖面は、乙第二號證（「ゴム先輕便浣腸」）とは別物であつて直接本件に關係はない。

上告理由書は、嘴管の形狀の比較だけを理由として、原判決が被上告人の無過失を認定したかのやうに書いてゐるけれども、原判決は多數の書證の内容と證人及び本人の供述とに據る豊かな資料に基いて特別の事情を認定し、被上告人が本件の假處分を執行し且つ維持したことに過失はないと認定したものであることは、判文上詢に明白である。

(2) 上告代理人は、甲第一號證及び甲第二號證の審決を反覆引用して、この審決を受けるとも本件實用新案の權利範圍に「ゴム先輕便浣腸」を含まないことに想到しなかつたのは過失であると、恰も被上告人が本件實用新案に關して、この二つの審決だけを経験したかのやうに論じてゐるけれども、被上告人が本件實用新案の物品を考案した大正十三、四年の頃には、浣腸液と注射嘴管を有する其の容器とが一體となつてゐる所謂「輕便浣腸」といふやうなものは、全然存在しなかつたもので、その時代に被上告人は全く獨創的に「輕便浣腸」と後に名付けた物を考案して本件實用新案の權利を得、控訴人（被上告人）の原審第二準備書面に書いた通り、昭和三年七月二十二日に甲第

六號證の出願公告を見てから、同九年十一月三十日に乙第七號證の審決を受けるまで約六年五月の間に合計二十回餘の出願公告、審決、判決及び鑑定などを経験したものである。これらの出願公告、審決、判決及び鑑定などは、皆、本件實用新案の権利は「輕便浣腸」の基本的考案に存し、物品全體に及ぶものとしてゐるものばかりである。この間に、上告理由書が第二點及び第三點に書いてゐるやうな甲第一號證、甲第二號證並に甲第三十二號證、甲第三十三號證のやうな審決を受けたからと言つて、何故に被告人は甲第一號證、甲第二號證、甲第三十二號證及び甲第三十三號證の審決のみが正しいものと思はなければならないのであらうか。さう認識しなかつたからといつて、過失呼ばはりをする理由が何處にあるのであらうか。一滴のインキは黒であつても、これをバケツの水に投ずれば無色である。昭和九年十一月三十日に受けた最後の審決（乙第七號證）が、本件實用新案の権利は、物品全體について存するとしてゐるのは皮肉である。大正十三、四年から昭和九年までの本件實用新案に關聯する事情、

殊にその権利範圍について確信を持ちつゞけて來た事實は、控訴人（被告上告人）の原審第二準備書面（昭和十四年十月三十日附）に、證據に基いて具體的に書いてあるから茲に之れを引用する。原判決は證據に依つてこの特別の事情を是認して、被告上告人が本件假處分を執行し且つこれを維持したことに過失はないと適法、妥當に事實を認定したものであるから、この點に違法はない。

三 上告理由第三點は、昭和七年八月十九日に訴外外村萬次郎と被告上告人との間の特許局昭和六年審判第三四七號事件で甲第三十二號證の審決があり、同八年三月十五日にその抗告審判である特許局昭和七年抗告審判第一〇二三號事件で甲第三十三號證の審決があつて、孰れも甲第三十五號證（イ號圖面）の物品は本件實用新案の権利範圍に屬しないとしてゐることを擧げ、この（イ）號圖面の物品は「ゴム先輕便浣腸」に近似してゐるから、被告上告人が甲第一、二號證の審決の外にこの審決を受けた以上は「「ゴム先輕便浣腸」カ被告上告人ノ實用新案ノ權利範圍ニ屬セサルコトヲ了知シタルモノト認ムヘキハ社會通

念ニ照シ當然ノ事理ナリトス若シ又尙且ツ思ヲ玆ニ致サ、リシトセハ通常人トシテノ注意ヲ缺クモノニシテ少クトモ過失ノ責ヲ免カルヘカラサルナリ』と言つて、被上告人がこの二つの事件で同じ趣旨の審決を受けながら、本件實用新案の権利範圍に「ゴム先輕便洗腸」を含んでゐないことに想到しなかつたのは過失であると力説してゐる。しかしこの論が記録に横溢する上告人に不利益な多數の資料から眼を反けて、甲第一、二號證及び甲第三十二、三十三號證ばかりを唯一の證據のやうに言ひ立てる偏見であることは『二』の(2)に書いたところによく分ると思ふから再説しない。玆には甲第三十二號證の審決と甲第一號證の審決とは共に、審判長特許局審判官中林朝吉・特許局審判官關口満三郎及び島田堅三の三氏で構成された全然同一の審判官によつてなされたもので、その審決理由の文章の如きも殆んど同文であつて、實質的な價值から言へば一個の意見に過ぎないことと、甲第三十三號證と甲第二號證とはその審判に與つた抗告審判官として、双方に坂田一親氏の署名があることとだけを指摘して置く。

上告人（被控訴人）は原審昭和十三年十月二十八日の口頭辯論で、第一審判決事實摘示の通り請求の原因を陳述した。さうして、第一審判決の事實摘示には原告の主張として、被告（控訴人、被上告人）が本件の假處分、告訴等をなした事實を敘し『故意ニ前示假處分及刑事告訴ヲ爲シタルモノナルノミナラス假ニ故意ニアラストスルモ少クトモ重大ナル過失アルコト明白ナルヲ以テ被告ハ該不法行爲ニ基キ原告ノ蒙リタル損害ヲ賠償スヘキ責任アリ』と記述してゐる。又上告人（被控訴人）は前同日の口頭辯論で他の書證と共に甲第三十二乃至甲第三十五號證を提出してゐる。これらの辯論の結果は昭和十四年二月十日、同年九月十八日及び同十五年六月十二日の各口頭辯論で更新されてゐる。これで見れば、上告人が原審で、被上告人の本件假處分の執行及びその維持等は故意又は過失に因る不法行爲であると主張し、その立證として甲第三十二號證乃至甲第三十五號證を提出したことはなる。しかし、上告代理人が第三點の後段で、原審が甲第三十二號證乃至甲第三十五號證を看過したと論ずるのは當らない。原判決は被控訴人（上

告人)が甲第三十二號證乃至甲第三十五號證を提出したことを認めてこれを明記してゐる。さうして、『仍テ過失ノ點ニ付キ第一、控訴人ガ右ノ如ク假處分ノ執行ヲ爲シ之ヲ維持シタルニ付過失アリタリヤ否ヤニ付案スルニ、成立ニ争ナキ甲第六號證甲第十號證、甲第十一號證ニ依レハ浣腸器ノ尖端ニ付夫々各種ノ實用新案登録アルコトヲ認メ得ルモ成立ニ争ナキ乙第一號證、乙第八、九號證、乙第十號證ノ一・二・三、乙第十一號證、乙第十二號證ノ一・二、乙第十三乃至第十五號證、原審證人清水連郎、櫛谷省吾、坂本哲夫、池田遠思、當審證人清水連郎、林榮藏、増田周助、當審ニ於ケル控訴會社代表者田村廿三郎本人ノ各供述ヲ綜合スレハ』と證據を引いて被控訴人が假處分を執行するに至るまでの特別の事情を認定し『叙上ノ如キ事情ニ徴スレハ控訴人ニ於テ輕便浣腸全體ノ考案カ自己ノ實用新案ノ範圍ニシテ被控訴人ノ製品ハ其考案ヲ利用シタルモノト信シ從テ被控訴人カ控訴人ノ新案權ヲ侵スモノト信シタルハ當然ニシテ之カ保全ノ目的ヲ以テ右假處分申請ヲ爲シタルニ付テハ過失ナカリシモノト認ム』と判示してゐる。不法行

爲を原因として損害賠償を請求する者が、故意又は過失を主張するときはこれを立證する責任を持たなければならぬことは明かである。原審が甲號證及び乙號證の一部に據つて被上告人に過失のなかつた事を認定した反面には、その他の證據によつても被上告人に過失のあつた事を認め得ないとしたものであることは言を俟たないところである。原判決が甲第三十二號證乃至甲第三十五號證の提出されてゐることを認めながら、他の證據によつて被上告人に過失のなかつたことを認めた趣旨は、亦甲第三十二號證乃至甲第三十五號證によつても被上告人に過失があつたとは認められない、といふ判斷を含んでゐることは言ふまでもない。假處分の執行について過失のなかつた被上告人は、その維持についても過失のないのは當然である。原審が過失の有無について假處分の執行とその維持とを一括して判斷したのもこれが爲めである。被上告人が假處分の執行を維持してゐる間に、甲第一、二號證及び甲第三十二、三十三號證の審決を受けた外に、これらの内容と反對の幾多の事柄を経験したことは『二』の(2)に書いた通りである。

原審が『然レトモ被控訴人カ上記假處分及告訴ヲ受ケタル後控訴人ニ對シ權利範圍確認審判ヲ特許局ニ請求シ昭和七年九月十五日同廳ニ於テ被控訴人ノ製品ハ控訴人ノ實用新案ノ權利範圍ニ屬セストノ審決ヲ受ケ、右審決ハ上告審ニ於テ維持セラレ昭和八年九月八日上告棄却ノ判決アリタルコトハ前記認定ノ如クナルヲ以テ右實用新案權利範圍ノ確認ヲ中核トスル控訴人、被控訴人間ノ實用新案權侵害排除損害賠償請求事件（甲第四號證、甲第三十號證、甲第三十一號證即チ本件假處分ノ本案事件）並ニ其假處分ニ付テハ控訴人ハ其主張ヲ更ニ検討シ右上告棄却ノ判決（甲第三號證）アリタル以上控訴人ハ本件假處分執行解放ノ手續ヲ爲スヲ適當トスヘク、其後モ依然之ヲ維持シ昭和八年十二月十九日ニ至リ解放シタルハ控訴人ニ於テ當然爲スヘキ措置ヲ構セサル過失アルモノトス』と判示したのは、本件の當事者間で上告判決に依つて審判が確定したから、このときには假處分の執行を解除するのが適當であるといふことに、心づかなかつたのが過失であるといふ意味で、更めて甲第三號證の上告判決のあつたまでの間は、過失が無かつ

たといふことを判示したものでないことは行文自體に徴して明かである。従つてこの判示の中で甲第三十二號證及甲第三十三號證に言及してゐないからといつて、原判決が假處分の維持についての過失の有無を判断するに當つて、同號證を考慮に入れなかつたと考へるのは甚しい僻見である。かう書いてみれば第三點は、原審が適法になした證據の採否及び事實の認定を非難するに過ぎないもので、理由にならないことが明かである。尙上告代理人は、この點に關して二つの御院判例を引いてゐるから、この判例について一言する。

(1) 昭和十二年(オ)第一七九九號（同十三年五月七日判決、民集十七卷八六八頁）

この判決は商標權の侵害を理由とする假處分に依つてタオルを差押へたのが、不法行爲であるとして損害賠償を請求した事件について、被告（假處分債權者）が自己の商標權を侵害するものと信じた特別の事情がなければ過失の責を免れないと判示したもので、事案は本件と類似してゐるが、『特別の事情があれば過失の責任はない』と

いふ反定理を含んでゐる點で、原判決と同趣旨である。

(2) 昭和十三年(オ)第七八三號(同年十月二十六日判決、民集十七卷二〇四五頁)

この判決は物の不法占有による不法行為者の善意、悪意の問題についても民法第一八九條第二項が適用されると判示したもので「ゴム先輕便浣腸」の製造、販賣を差止めた本件には當らない。のみならず、この判決は誤りであつて變更されなければならないものである。『或る大審院控訴院の判例』前田直之助氏(昭和十四年四月二十日法律新聞第四四〇四號三頁)、『判決短評』四一民法第一八九條第二項と不法行為の責任(吉田三市郎(昭和十四年五月一日法曹公論第四三卷第五號七五頁)参照)。

四 原判決は、昭和八年九月八日甲第三號證の上告判決を受けてから、同年十二月十九日本件假處分の執行を解除するまで三月餘り上告人に對する本件假處分の執行を維持したのは、被上告人の過失であるとしてゐる。さうして、上告人は原審で『(三)被告ノ假處分ナカリセハ販路ハ自然ニ増加シ今日ニ於テハ相當ニ盛況ナリシナランモ被告ノ不法ナル

假處分ニ依リ原告ハ約三年間製造販賣ヲ中止シ居リタリシヲ以テ今後營業ヲ従前ノ如ク回復スルニ必要ナル宣傳及廣告費計參千六百圓』を請求すると主張してゐる(原審昭和十三年十月二十八日口頭辯論調書、第一審判決事實摘示、原審昭和十四年二月十日、同年九月十八日及び同十五年六月十二日の各口頭辯論調書)。故に昭和八年九月九日から同年十二月十九日まで、假處分の執行を維持した爲めに上告人の「ゴム先輕便浣腸」の製造を中止させた事實があり、これに因つて昭和八年九月九日に製造を開始したよりも同年十二月二十日に開始したのが不利益であつたといふこと、別言すれば十二月二十日に製造を開始したその販路は九月九日に製造を開始した場合の販路よりも悪いといふ事實があれば、所謂回復費の請求を認めなければならぬわけである。ところが、原審は『被控訴人カ其製品ヲ發賣スルニ當リ特ニ其考案ノ特徴ヲ擧ケテ宣傳廣告ニ費用ヲ投シタル事實ハ之ヲ認ムヘキ證據ナク(中略)之ニ依レハ被控訴人ノ製品ハ控訴人等ノ宣傳廣告ノ基礎ヲ受ケテ之ニ追隨シテ發賣セラレ居タルモノト推斷スルニ難カラス、從テ假處分

ノ爲ニ商品ノ製造販賣ヲ中止セラルルモ之ヲ回復スルニ必要トスル宣傳廣告費等ハ之ヲ認容スルコトヲ得サルカ故ニ右ノ請求ハ排斥ス」と判示して所謂回復費の請求を排斥した。上告人の「ゴム先輕便浣腸」は、その發賣に當つて宣傳廣告費を投じて販路を獲得したわけではなく、却つて被上告人の「イチヂク印輕便浣腸」の宣傳廣告に便乗して發賣したに過ぎないものであるから、假處分で事業を中止しても販路を失ふといふ道理はない。昭和六年六月に賣出しても同八年九月九日に賣出しても同年十二月十九日に賣出しても、同じことであるといふのが原審の見解で、全く事實に即した判斷である。この原審の判示を攻撃して『其ノ營業ノ基礎タル上告人ノ品位並社會的信用モ次ヲ爲サレタル告訴並誹謗威嚇的文書ノ流布ニヨリ全ク毀損セラルルニ至リ』たるが故に、この信用を回復する爲めに必要な回復費の請求を棄却したのは、『商取引ノ本質ヲ誤解シタル違法アリ』と言ふのが第四點の上告理由である。しかし、原判決が證據に基いて詳しく事情を説明した上で、適法、妥當に事實を認定してゐることは判文自體で明かであるから、

この論點も適法な事實の認定を非難するに過ぎないことになる。のみならず、次の理由によつても採用に値しない。

(1) 上告人は原審で、告訴に因つて害された信用の回復費などを請求してはゐない。又告訴したことについては、被上告人に故意は勿論、過失の責任もないことは原審が適法に確定した事實である。

(2) 文書の頒布及び新聞記事の掲載に因つて害された信用の回復費なども、上告人は原審で請求してはゐない。

(3) 上告人が原審で、文書の頒布、新聞記事の掲載を回復費の請求原因として主張したと假定しても、甲第十二號證（頒布したと原審が認定した文書）及び甲第二十八號證（掲記したと認められた新聞紙）の文章には、本件實用新案の権利を侵害した類似品の一つとして「ゴム先輕便浣腸」の名稱が列記してあるだけで、上告人が本件實用新案の権利を侵害したとも、「ゴム先輕便浣腸」を製造したとも書いてはゐない。従つ

て、これによつて上告人の信用が害されたといふことはない。又「ゴム先輕便浣腸」が「イチヤク印輕便浣腸」の類似品であるかどうかといふことは「ゴム先輕便浣腸」の實質的良否による信用には關しない。

昭和八年十二月十九日本件假處分の執行が解除された事實は、原審で當事者間に争なく原判決も亦認定したところである。然るに上告人は原審で假處分解除の後に、「ゴム先輕便浣腸」を發賣したとも販路又は信用を回復する爲めの宣傳、廣告をしたとも主張してはゐない。故に上告人は原審で所謂回復費はこれを要しないことを自認したと同様である。この點から言つても第四點は理由にならない。

五 上告理由第五點は、本件假處分の執行及びその維持について被上告人に過失のなかつたことを認定した證據のうち、原判決が、被上告人が辯理士清水連郎の鑑定を乞ひ、辯護士坂本哲夫の意見を徴して、「ゴム先輕便浣腸」は本件實用新案の權利を害する旨の回答を得たことを附加したのを非難し、「被上告人カ辯護士辯理士ニ鑑定ヲ求ムルハ

單ニ自己ノ補助トシテ使用スルニ止マルヲ以テ該鑑定ニシテ失當ナランカ被上告人ハ該鑑定ニ基キタルノ故ヲ以テ其責ヲ免脱シ得サルモノナリ」と論じ、鑑定に相反する審決が確定したのだから、鑑定は失當であつたと言はなければならぬ。然らば被上告人は過失の責を免れ得ないものである。それを過失の責任なしとした原判決は民法第七〇九條の適用を誤つたものであると言つてゐる。

(1) 後に反對の審決が確定したから、清水連郎の鑑定及び坂本哲夫の意見は失當であつて、過失の責任を免れないと上告代理人は論ずるけれども、或る學說と審決とが反對であるからと言つて學說の方が失當であるとは斷じられない。何れが相當かは多數の批評を俟つて後に定まるべきである。只、特定の當事者間に於て特定の事件に關してだけ審決が終局的であるといふに過ぎない。又假に鑑定や意見が失當であつたとしても、その鑑定又は意見が常に過失に因るものとは言へない。即ち學者又は専門家として通常人の用ひる程度の注意を拂つて研究し發表した意見が失當であつた場合には、

意見の内容は失當でも過失はないことになる。過失がなければ何人も過失の責任を負ふ謂れない。

(2) 一般人の常識で判断し得ない事柄については、夫々の専門學者又は實際家の意見を徴して、自己の意思を決するのが當然であり、最も用意周到な方法である。假に鑑定又は意見に誤りがあつて、それが過失に基いたものであつたとしても、或る特定の人に鑑定を依頼したり、意見を求めたりしたことそれ自體に過失（選任を誤るなど）がなければ、その鑑定又は意見を信頼して行動した者に過失の責任はない。辯理士又は辯護士の如き公の資格を有する者に鑑定を依頼したり意見を求めたりする場合には、過失と認むべき特別の事情のない限り、選任を誤つたと認むべきものではない。

被上告人は原審で『老練ノ専門家數名ノ鑑定ヲ求メタ』と述べ（昭和十三年十月二十八日原審口頭辯論調書、第一審判決事實摘示）、この陳述は昭和十四年二月十日、同年九月十八日及び同十五年六月十二日の各口頭辯論で更新され（前同日口頭辯論調

書）、被控訴人（上告人）はこれを争つてはゐない。老練な辯理士清水連郎、辯護士坂本哲夫の鑑定及び意見を求めた被上告人に、過失がある謂れない。自己の事業に他人を使用した者が、その之れを使用したことに過失がなければ、被用者に故意又は過失があつても不法行爲の責任を有たないことは、民法第七一五條及び第七一六條に徴して明かである。況んや清水連郎及び坂本哲夫に過失のなかつた本件では、尙更問題にならない。

(3) 假に被上告人が清水連郎に鑑定を乞ひ、坂本哲夫の意見を徴したことを別にして、原判決が舉示した他の證據だけに依つても、被上告人に過失がなかつたことを充分に認め得るから、この點から言つても原判決に違法はない。第五點も適法な事實の認定を非難するに過ぎない。民法第七〇九條の適用を誤つたといふのは、どういふ意味か解らなう。

六 上告理由第六點は、上告人は原審で、多數の新聞紙に被上告人が上告人を誹謗する記

事を掲載した事実を主張し、これに因る精神上の苦痛を慰藉する爲めに多数の新聞紙に謝罪広告を掲載すべきことを請求したに拘らず、原判決は甲第二十八號證によつて藥業の友に記事を掲載した事実を認定しただけで、その他の事實を審理しなかつたのは審理不盡であるといふのである。けれども、(1)上告人(被控訴人)は原審で『被告ハ(中略)同年六、七、八月頃同業新聞タル藥業ノ友其他ニ(中略)記事ヲ掲載シ原告ヲ誹謗シタリ』と事實を主張した(原審昭和十三年十月二十八日口頭辯論調書、第一審判決事實適示、原審昭和十四年二月十日、同年九月十八日及び同十五年六月十二日の各口頭辯論調書)だけで、第六點に書いてゐるやうな主張はしてゐない。『藥業ノ友其他』ではどんな新聞紙か分らない。それに甲第十二號證、甲第二十八號證に依つても、どんな新聞紙に記事が掲載されたか不明である。その他上告人の提出、引用する凡ての證據に依つても、他の新聞紙に記事が掲載されたことを認むるに足る資料は一つもない。原判決が藥業の友に記事を掲載したことだけを認定したことはまことに當然である。第六點は漫然たる

事實認定の非難に過ぎない。(2)尙この點は御院昭和十六年(オ)第二〇三號上告事件(本件當事者間同一原判決)の上告理由書第六點(1)に書いた理由に依つても上告の理由にならない。同上告理由書第六點(1)を引用する。

昭和十六年五月三十日

被上告代理人

吉 田 三 郎
川 口 庄 藏

大審院民事第四部 御中

受繼の申立書

受繼の申立書

昭和十六年(才)第一六三號債權讓渡確認上告事件

埼玉縣秩父郡横瀬村

上告人

若林宗介

東京市芝區新櫻田町二十二番地

被上告人

日本競馬會

右代表者

理事長 安田伊左衛門

市川市市川四百九番地

被上告人佐子惣次郎受繼人

被上告人

佐子朝次郎

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人

辯護士 吉田三市郎

同 同 川 口 庄 藏
被上告人佐子惣次郎は昭和十六年二月五日に死亡し、佐子朝次郎が家督相續をいたしましたから本件を受継します。

尙戸籍謄本の抄本を添附いたします。

上告人の提出した上告状には、被上告状として日本競馬會だけが表示してありまして民事訴訟法第七十一條及第六十二條の規定に依つて、此の上告の申立は佐子惣次郎に對しても效力を生ずるものでありますから茲に受継の申立書を提出する次第であります。

昭和十六年五月三日

右

辯護士 吉 田 三 市 郎
辯護士 川 口 庄 藏

大審院 第四民事部 御中

破 産 申 立 書

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

申 立 人 債 權 者 株 式 會 社 碌 々 商 店

右取締役社長 野 田 正 一

東京市京橋區銀座西三丁目一番地

右代理人 辯護士 吉 田 三 市 郎

東京市蒲田區六郷町四百十六番地

被申立人 債務者 竹 迫 虎 雄

破産申立事件

申立の趣旨

被申立人に對して破産を宣告する旨の決定を求めます。

申 立 債 權

一 金參千五百圓也

約束手形の所持人から振出人に對する手形債權の元本。

二 右の元本に對する昭和十一年四月一日以降年六分の割合に依る損害金債權

三 前二項の債權の原因たる約束手形の内容

- | | | |
|-----|------|-----------------|
| (1) | 額 面 | 金參千五百圓 |
| (2) | 振出日附 | 昭和十一年二月二十五日 |
| (3) | 振出地 | 東京市 |
| (4) | 支拂期日 | 昭和十一年三月三十一日 |
| (5) | 支拂地 | 東京市 |
| (6) | 支拂場所 | 株式會社日本興業銀行日本橋支店 |
| (7) | 振出人 | 竹 迫 虎 雄 |
| (8) | 受取人 | 株式會社 碌々商店 |

破 産 原 因

一 被申立人は昭和八年中から肩書の場所で日東製作所と稱する鐵工所を營んで居りましたが、昭和十一年三月支拂不能に陥り同月二十五日支拂を停止したものであります。

二 被申立人は前記の鐵工所經營中其工場を工場財團として抵當權を設定し、株式會社日本興業銀行日本橋支店から金壹萬圓を借入れて居ましたが、昭和十一年三月金融の硬塞甚しきを加ふるに及んで工場財團を組成してゐる工場内備付の機械の殆ど全部を擅に持ち出し、之を本所區菊川町二丁目十七番地村田源太郎に賣拂つて仕舞つたのであります。これが爲め興業銀行の債權は著しく擔保價格を超過することになつたのであります。

三 申立會社は主として鐵工場備付用の機械を販賣することを營業とするものでありますから、昭和十一年一月十五日二番ユニバーサルミリングマシン及十六吋バックギヤードセーバー各一臺を代金四千五百圓で被申立人に賣渡し、其代金辨濟の爲め額面四千五百圓、振出同日附、支拂期日同年二月二十五日の約束手形一通及び賣渡した機械を其代金の

擔保として差入れる旨の「擔保差入證」を被申立人から受取つたのであります。さうして同年二月二十五日に代金の内金壹千圓を受領しましたから、この手形を書替へたのが「申立債權」の項に記載した約束手形であります。この申立人が賣渡した機械は工場財團の内へは入つてゐませんでした。他の機械と共に村田源太郎に賣却されたのであります。

四 被申立人は昭和十一年三月二十五日、當時前記日本興業銀行日本橋支店の債權及び、申立債權の外

- (1) 荏原區南千東六一番地岩瀬梯から金貳千圓
- (2) 京橋區月島二ノ二栗田政人から金千五百圓
- (3) 麴町區丸ノ内二ノ二丸ビル内日本車輛製造株式會社東京支店から金壹千圓の債務を負擔し、未拂工賃壹千圓買掛代金貳千圓の債務あり、前記村田源太郎に對しても數千圓の債務あり、其他數口の債務を合せて參萬圓餘の負債となる趣であります。
- 五 斯くの如く債務増大して金融漸次逼迫し、昭和十一年三月に至り手形の不渡り頻發し

た爲め、遂に同年三月二十五日唯一の取引銀行たる日本興業銀行日本橋支店から當座取引を拒絶され、こゝに公然支拂停止をしなければならぬことに立ち到つたのであります。是に先立つて鐵工場の業務は同年三月上旬工場内の機械を賣拂つた當然の結果として、爾來引續いて休業してゐるのであります。

疏明方法

一 甲第一號證（約束手形）で申立債權の存在を疏明します。

二 次の書證で破産原因を疏明します。

- (1) 甲第二號證（擔保差入證）
- (2) 甲第三號證（東京興信所報告書）
- (3) 甲第四號證ノ一、二（帝國興信所報告書）
- (4) 甲第五號證ノ一、二（村田源太郎の通知書Ⅱ内容證明郵便）
- (5) 甲第六號證ノ一、二（日本興業銀行日本橋支店の手紙）

三 尙破産原因疎明の爲め次の人證を申出でます。

- (1) 證人 中山喜久松（日本興行銀行日本橋支店長）
- (2) 證人 眞玉橋朝起（申立會社會計係長）
- (3) 訊問事項別紙の通り

添附書類

- 一 甲第一號證乃至三號證及び甲第四號證乃至六號證ノ各一、二の謄本各一通
- 二 會社登記簿抄本 一通
- 三 委任狀 一通

昭和十一年九月十八日

右

吉田三市郎

東京區裁判所 御中

東京市日本橋區通二丁目五番地八

日本興業銀行日本橋支店內

證人 中山喜久松

訊問事項

- 一 證人は日本興業銀行日本橋支店長を勤務してゐる事實
- 二 日本興業銀行日本橋支店は被申立人竹迫虎雄に對し工場財團を擔保として金壹萬圓を貸與してゐた事實及び當座取引をしてゐた事實
- 三 被申立人竹迫虎雄は昭和十一年三月中前記工場財團の一部たる工場内の機械全部を擅に持ち出し賣却して工場を休業した事實
- 四 前記の持ち出した機械は二十數臺で價額四萬圓餘にして工場の建物のみではその擔保價額日本興業銀行日本橋支店の債務の半ばにも達しない事實
- 五 被申立人竹迫虎雄は昭和十年末頃から金融不如意となり同十年三月に至り益々逼迫し

手形の不渡りを出すに到り遂に同月二十五日日本興業銀行日本橋支店から當座取引を解約された事實

六 右に關聯する一切の事實

〔證人眞玉橋の訊問事項及び甲第一乃至六號證の謄本等は略す〕

私の訴訟文終

出文協承認ア 100031號



昭和十七年六月一日印刷
昭和十七年六月六日發行

初版 500部

私の訴訟文

定價貳圓

著者

吉田三市郎

發行者

西野米藏

印刷所

東京市神田區神保町三ノ三
合資會社 吉田博雅堂

代表者 吉田健彦
電話 三田一八九四

東京市神田區神保町三ノ三

三學房

電話 九段二八五九
振替東京一六七九六七

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

(會員番號 111036)

945
44

終

